

製造物責任法の下における製品安全ガイドライン (Product Safety Guideline)の構築の試み

北川, 俊光
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/2075>

出版情報 : 法政研究. 63 (3/4), pp.491-562, 1997-03-21. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

製造物責任法の下における製品安全ガイドライン

(Product Safety Guideline) の構築の試み

北川 俊 光

- 一、はじめに
- 二、第一章 製造物責任問題対応における問題意識
- 三、第二章 製造物責任法の下における製品安全活動の基本とガイドライン構築への展開
- 四、第三章 法律面からの製品安全ガイドラインを構成する個々の要素とその研究
- 五、おわりに

一、はじめに

本稿で取りあげている「製品安全 (Product Safety; PS) のためのガイドラインを法律の面から構築している」と

「いう試み」は、筆者の一九七〇年から今日に至るまでの製造物責任 (Product Liability; PL) 問題への実践的な取組みの中から生まれたテーマであり、まず判例をベースとする法理論の中から作成している⁽¹⁾。筆者は、企業法務として⁽²⁾わが国で設計、製造された製品が米国市場において製品事故を引き起こし、それに伴い提起された米国製造物責任訴訟の防御 (Product Liability Defense; PLD) ならびに製造物責任予防 (Product Liability Prevention; PLP) 活動に長年に亘って取り組みながら⁽³⁾、わが国における製造物責任法の制定においても産業界の立場から意見を述べてきた⁽⁴⁾。また、米国模範統一製造物責任法 (Model Uniform Product Liability Act) の翻訳を行い⁽⁵⁾、厳格責任不法行為リステートメント (第2版) (Restatement of the Law, Second, Torts) の改訂作業⁽⁶⁾および米国連邦製造物責任法 (Bill, S.565, 1995) の制定作業 (一九九六年六月一三日大統領の拒否権発動)⁽⁷⁾等を見守ってきた。

本稿におけるこの試みは、必ずしも理論的もしくは学究的な研究ではない。これは、欠陥のない安全な製品の研究開発・設計・製造・販売等がより確実に確保されていくための法律面からの支援を製造業者に対して与えるという狙いからのむしろ実践的なアプローチであり、法律理論を製品安全のための製造業者の実際上の製品活動に適用しているという試みである。ただ、この試みは現段階においてはまだ試論である。特に、製品の安全性を設計の面から確保するためには、新規の製品安全技術 (Product Safety Technology; PST) の開発が不可欠であり、製品安全ガイドラインは、最終的には、法律と技術の面からのアプローチが一体になったものとして構築されなければならない。

本稿では、製品安全のためにガイドラインを構築していくことの重要性の説得により大きな重点をおいており、ガイドラインを構成する個々の要素については第三章において触れてはいるが、この点はさらにわが国の判例も含めて多くの判例の検証等を行っていく必要があるし、今後とも研究を続けて行かなければならない⁽⁸⁾。

このようにして完成された製品安全のためのガイドラインは、判例をベースとするものだけに依然として流動的なものではあるが、安全な製品の研究開発、設計、製造、販売等を行う者に役に立つものになり、それはそのまま商品消費し使用する者にとつても役に立つものになるといえよう。さらに、紛争処理の場における欠陥概念の明確化、欠陥判定基準としても何らかの資になり得ることを期待している。⁽⁹⁾

- (1) 判例を積み上げながら製品安全のためのガイドラインを作成していくという研究作業は、欠陥概念を判例を通して法理論として明らかにしていく研究に類似するが、本稿における試みは、本文で触れているように実践的なアプローチである。欠陥概念の研究は数多いが、代表的なものとしては、朝見行弘「嚴格製造物責任理論における欠陥概念(一)——アメリカ製造物責任論の動向——」名古屋大学法政論集第九七号(一九八三年八月刊)四五頁〜七六頁および「同(二)」同第一〇一号(一九八四年九月刊)二七七頁〜三〇三頁がある。なお、北川俊光「製造物責任における欠陥と開発危険」森島昭夫先生還暦記念論文集不法行為法の現代的課題と展開、日本評論社(一九九五年)一四七頁〜一七〇頁。
- (2) 小山勉教授が九州大学法学部長をされていた一九九三年一月に、筆者は株式会社東芝の法務の責任者から同大学法学部教授に就任した。筆者の製造物責任法との関わりは、一九七〇年から一九七一年に互るハーバード大学大学院ロースクール留学(LL. M. 1971)における研究に遡ることができる。
- (3) 北川俊光「アメリカにおける製造物責任訴訟とその対応」企業と製造物責任、日科技連出版(一九九一年)一一一頁〜一六八頁。日科技連製品安全グループ編「製品安全技術」日科技連出版(一九八二年)。
- (4) 北川俊光「製造物責任制度導入に向けて、製造物責任制度と企業対応」月刊国民生活 一九九四・三、国民生活センター(一九九四年)三二二頁〜三七七頁。同「製造物責任問題の課題に向けて」技術と経済三三〇、科学技術と経済の会(一九九四年)二頁〜八頁。同「企業にとつての製造物責任問題と対応」公開講演会特集PLの現状と課題、産業経営第十八号、早稲田大学産業経営研究所(一九九二年)四一頁〜五一頁。
- (5) 北川俊光「全訳・米国模範統一製造物責任法——成立の背景と今後の展開——」第一法規出版(昭和五五年)〔「Model Uniform Product Liability Act」, federal register, Vol.44, No.212, Part II, Department of Commerce, Office of the Secretary, 1980〕

Wednesday, October 31, 1979, pp.62714-62750) (下記、本文を参照せよ。D.L.J.A.とすべし。)

(9) 「RESTATEMENT OF THE LAW, THIRD, The American Law Institute, Restatement of the Law, Torts: Product Liability, Tentative Draft No.2 (March 13,1995), The Executive Office, The American Law Institute」(Chapter 1. Liability for the Sale or Distribution of Defective Productsとサマリーとす)。 「RESTATEMENT OF THE LAW, THIRD, The American Law Institute, Restatement of the Law, Torts: Product Liability, Tentative Draft No.3 (April 5,1996) The Executive Office, The American Law Institute」(Chapter 1. Liability for the Sale or Distribution of Defective Products. Chapter 2. Successors; Apparent Manufacturers. Chapter 3. Liability Not Based Upon Product Defect at a Time of Sale とサマリーとす)。 「AMERICAN LAW INSTITUTE, RESTATEMENT OF THE LAW, Second, TORTS 2d, Sections 281 to 503, The American Law Institute, American Law Institute Publishers, 1965」

(7) 北川俊光「米国の連邦製造物責任法案の大統領による拒否権の発動 (一) および (二) —米国の製造物責任法理の今後の展開と企業の製造物責任—」 『ENGINEERS, No.575.96』およびNo.575.96『日科技連出版(一九九六年、六頁〜一二頁および一五頁〜二三頁)』。米國連邦製造物責任法案は「1st Document of Focus printed in full format, FULL TEXT OF BILLS, 104TH CONGRESS; 1ST SESSION IN THE SENATE OF THE UNITED STATES AS PROPOSED IN THE SENATE, S.565, 1995, S.565; 104, S.565, APRIL 19,1995」に於ける。

(8) 一九九〇年代の米国の製造物責任判例の中から製造業者にとって重要な一〇〇件を図解し、わが国の製造物責任法との関連を解説したものととして、北川俊光「企業のPL対策—米国のPL判例に学ぶ—」日科技連出版(一九九五年)。本稿で取りあげている判例は、これまでの数多い研究判例の中から、特に、同書で使用している判例を中心に選択している。

(9) 判例を通して製品安全ガイドラインを構築していこうという研究は、平成六、七年度の文部省科学研究費補助金(一般研究(9))「製造物責任判例、法理論を通じた製品安全基準の構築」(No.171102)によって取組みを開始したものである。また、このように考え方をいこうとは、「INTERNATIONAL CONFERENCE ON QUALITY 1996 YOKOHAMA, Quality—Key for the 21st Century (organized by Union of Japanese Scientist and Engineers, in cooperation with International Academy for Quality, The Operations Research Society of Japan)」(品質国際会議—一九九六—横浜)において、「Product Liability and Product Safety」という論題において、一九九六年一〇月一七日に基本的な取組みの骨子を発表した。さらに、一九九六年一月に九州法学会秋季大会(於、琉球大学)においても一部を取りあげた。

二、第一章 製造物責任問題対応における問題意識

一 製造物責任法と製品安全との接点

わが国の製造物責任法は、平成六年に成立し、翌年の七月一日から施行されている¹⁰。製造物責任法の制定・施行によって、製品の欠陥に起因して発生する損害において被害者の救済が直ちに十分なものになるわけではなく、少額被害の裁判外での処理機関の制定および欠陥認定機関の設定等に支えられて、今後、迅速かつ適切な被害者の救済が推進されていかなければならない¹¹。製造物責任の法理論は、製造物の欠陥に起因して発生する損害を当該欠陥の発生に関与した者のポケットから賠償させようとするものであるといえ、この基本的な図式は、世界主要諸国の製造物責任法において共通でもある。米国の連邦製造物責任法案は、「製品販売業者の責任の制限(第五条)」「薬物またはアルコール中毒が原因の製品事故・損害についての製造業者の責任の制限(第六条)」「製品の誤用、製品の改造に起因する製品事故・損害についての製造業者の責任の制限(第七条)」「懲罰的損害賠償金の制限(第八条)」「責任の時間的制限(第九条)」「非経済的損害に対する個別責任の採用(第十条)」「代替的紛争解決手続(第四条)」等を含んでいるが、この図式からでてはいない¹²。

製造物責任については、被害者、製造業者、産業界、社会全体等のそれぞれの立場からこれまでに諸々の問題が提起されているが、特に、被害者救済のために欠陥製品を発生せしめた者に対して厳格な責任を追及することの要請、

その反面としての厳格な責任追及への反省もしくは被害者と製造業者との間のバランスのとれた責任のあり方の探求というような責任論からの視点に重点がおかれてきたといえる。⁽¹³⁾

二 責任論から製品安全論へ

責任論の視点から製造物責任の問題に取り組んでいくことの重視は、当然ながら、製造物責任をめぐる諸問題に責任論に関連するものが多いことを意味する。そして、これらの諸問題を解決するためには、製品の欠陥に起因して発生した損害の被害者を迅速かつ十分に救済するために製造業者の責任のあり方についての十分な研究が必要であることを意味している。

とはいうものの、製造物責任問題の全体的な解決のためには、市場において既に発生してしまった欠陥製品事故による損害の回復をめぐる責任論からの対応策に加えて、そもそも欠陥製品事故を発生させないための予防的な製品安全対応策の実施が、より一層不可欠であるといえる。ここでの製品安全対応策においては、製品の研究開発、設計、製造、販売等に従事する者による「使用者（消費者）」にとって安全な製品」を市場にだしていくための製品活動における積極的に前向きな対応策にもっと焦点を当てる必要がある。

さて、このこと自体については、かなりの者の賛同を得ることができるものと考えるが、ここでの問題は、総論としての製品安全対応策の重要性の強調にとどまるのではなく、さらに、一歩進んで、果たして「製品別の、各論としての具体的な製品安全対応策へのガイドラインを与えることができるのか」、「もし与えることができるとすれば、どのようなものになり得るのか」という問題を考えていかなければならないところに難しさがある。また、この難しさ

は、製造物責任法の下においては「なぜ、製品安全のためのガイドラインが必要と考えるに至ったか」という問題につながる。ここでの難しき、もしくは問題の主要点を、次のように整理することができよう。

- (a) 「製品安全対策を法律上どのレベルまで行わなければならないのかというアドバイスは製造物責任法自体からはでてこないと考えること」⁽¹⁴⁾
- (b) 「製造物責任問題の解決は、製品の研究開発、設計、製造、販売等に従事する者(製造業者)の製造物責任を厳格にすることのみによっては達成できないと考えること」⁽¹⁵⁾
- (c) 「製造物責任問題の全体的な解決のためには、責任論から製品安全のための技術論への転換がもっと必要であると考えること」⁽¹⁶⁾
- (d) 「製造物責任問題への主な取り組みの担い手を、法律専門家から技術者に変えるべきであると考えること」⁽¹⁷⁾
- (e) 「製品をより安全なものにする製造業者等の努力の難しきをもっと多くの人が理解する必要があると考えること」⁽¹⁸⁾
- (f) 「製品安全技術の新たな開発・確立のための学際的、実践的な研究がもっと実施されなければならないと考えること」⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾

本稿では、製品の研究開発、設計、製造、警告表示等に従事する者の製品安全活動および製品を使用し、消費する者の行動の実際を踏まえ、「製造物責任法の下において製品安全活動をどのように行って行くべきか」、また「どのように行っていいのか」を製品安全のためのガイドラインとして考えていくものである。

- (10) 製造物責任法案は平成六年四月一二日に閣議決定され、内閣提出の法案として第一二九通常国会に提出されている。同法案は同年同月一六日に衆議院本会議において可決され、同月二二日に参議院本会議において可決、成立した。同月二四日の公布閣議を経て、法律第八五号として平成六年七月一日に公布され、平成七年七月一日から施行された。
- (11) 松本恒雄「製造物責任法と裁判外紛争処理」NBL 596、商事法務研究会（一九九六年）九頁以下を参照。
- (12) 米国連邦製造物責任法の制定、米国模範統一製造物責任法の制定等にもみられる。前掲注5および注7参照。また米国の製造物責任法関連として、James A. Lowe, Series Editor [Products Liability Litigation, Pretrial Practice, Volume 1, Clark Boardman Callaghan (1994)]。同27～「Pretrial Practice Volume 2」James A. Lowe, Series Editor [Products Liability Litigation, Case Evaluation]。Page Keeton, Marshall S. Shapo [Product and the Consumer: Defective and Dangerous Product] University Casebook Series (1970)。David A. Fisher and William Powers, Jr., [Product Liability, Case and Materials, West Publishing Co., American Casebook Series], West Publishing Co. (1988) 等がある。
- (13) 製造物責任問題に関する出版物の殆どは、法理論、判例の動向、製造業者の法的責任等を解説するものであり、製品安全技術に関連するものは少ないが、例えば次ぎのものがある。Kenneth Ross, Barbara Wrubel, Co-Chairpersons [Product Liability of Manufacturers, 1986, Prevention and Defense], Practising Law Institute. Richard F. Schaden, Victoria C. Heldman [Product Design Liability] Practising Law Institute (1982)。James F. Thorpe and William H. Middendorf [What Every Engineer Should Know about Product Liability], Marcel Dekker, Inc. (1979)。宮村鉄夫「D-I制度と製品安全技術」朝倉書店（一九九五年）。塩見弘「人間信頼性工学入門」日科技連出版（一九九六年）。(社) 日本品質管理学会PL研究会「品質保証と製品安全」日本規格協会（一九九四年）。日科技連PL編集委員会「製造物責任と製品安全—安全確保のための技術とシステム」日科技連出版（一九九一年）。中村和雄「プロダクトセイフティ」工業調査会（一九九二年）等があるが、製品安全技術の一般的などころごとく、具体的な各論ではない。アジア諸国の製造物責任法については、Jocelyn Kellan, General Editor [Product Liability in the Asia-Pacific], Kluwer Law International (1995) がある。
- (14) (i) 「製造業者は製品の安全性をどのレベルまで追求しなければならないのか」という疑問は、品質管理、品質保証上の問題のようでもあるが、この疑問は「製造物責任法が製品の研究開発、設計、製造、販売等に従事する者に要求するための製品

安全のレベルはどこにあるのか」という法律問題である。つまり「どのレベルまでの製品安全性を達成していなければ製品は、欠陥となり、その欠陥に起因して発生した損害を当該製品の製造業者は賠償しなければならなくなるのか」という法律問題である。ところが、この法律問題に対する明確な回答はどこにも準備されておらず、誰も具体的に製品別にここでのレベルを示すことはできない。この理由は、製造物責任の法理論において「欠陥概念」および「欠陥判定基準」が具体的には明確ではないというところに帰着する。

ここで取りあげている「製品安全のためのガイドライン」は、このことを踏まえながら、製造物責任法からみて、製造物責任が課される、もしくは課されない責任のレベル（製造物責任法が要求する安全性のレベル）をもう少し具体的に明確なものにしようとするものでもある。しかし、これまで触れてきたようにこの明確化は容易ではない。

(ii) 研究開発をはじめとして製品の設計、製造、販売等に従事する者（製造業者）にとつて、製品の市場への出荷以前の段階における「欠陥」の予見は意外に困難であり、実際には発生してはじめて当該製品に欠陥が存在していたことを知るといふことも少なくない。このような状況において、製造業者が、製品をより安全なものにしていくために自らの製品について出荷以前に「その製品に製造物責任法が定める欠陥が存在しているか否か」を弁護士をはじめとする法曹専門家に相談するときに、法曹専門家はこの相談に応えることができるのであろうか。おそらくそのような力は有しておらず、答えは、否であろう。しかし、欠陥の存在を事前にアドバイスできないというのであれば、法曹専門家は、製造物責任事故の発生を防止するための研究開発、設計、製造、販売等の段階における予防的な製品安全への取組みという非常に重要な点において、現実には役には役に立ち得ていないことになる。もつとも、このようなアドバイスを求めることは、今日の法制度の下においては、被告側または原告側の弁護士を含めての法曹専門家に対する「ないものねだり」なのであろう。とはいえ、製造物責任という法律上の責任を欠陥製品を生みだした者に問うからには、その法律上の責任が問われるような事態に直面する前に（欠陥製品事故が引き起こされる以前に）「この製品には欠陥が存在する、どこどこを改善すべきである」、もしくは「この製品に欠陥は存在しない」というようなある程度の積極的な判断が外部から与えられてもよからう。結局、このような状態に陥ることは、上述と同じく「欠陥概念」および「欠陥判定基準」が法律上において具体的に明確ではないことにつながるが、ここでは司法の積み上げを待たなければならぬということになる。

このような問題を検討していくことは、製品の研究開発、設計、製造、販売等に従事する者だけではなく消費者にとつても重要なものとなる。このことは、製造物責任問題に対する全体的な対応において、より重要なことは製造物責任事故が発生し

てしまった後におけるクレーム、訴訟攻防ではなく、将来に向かつての製品安全の確保のための努力であることを示しているものともいえる。それだけに製品安全のための何らかのガイドラインが要請されるものともいえよう。

(15) (i) わが国においては、製造物責任法の下での製造物責任訴訟において「被害者(原告)は、過失責任に基づく訴訟に比較して、本当に、より有利に訴訟を勝ちとれるのか」という疑問が残っている。この疑問は、被告(欠陥の発生に参与した者)にとつては、「過失責任のときよりも敗訴するケースが増えるのか」という疑問につながる。この問題に対する回答は、原告(被害者)にとつて「これまで困難であった過失の証明が欠陥の証明によつてどの程度まで容易になるのか」ということの評価にかかっている。この場合、製品のどこに欠陥があったのかを明らかにすることが必要であるとしても、欠陥の証明の方が容易でなければならぬという気持ち強い。だが、これは実体法としての製造物責任法の問題というよりは民事訴訟法という手続法の問題でもある。裁判所による事実上の推定の活用はもちろん、証明の程度の明確化、情報・証拠開示の強化など民事訴訟法の改正の程度に大きく依存している。製造物責任法による損害賠償請求の権利を迅速かつ確実に実現していくためにはもっと民事訴訟法の面からの支援が必要であるし、実体法と手続法の学者等の相互的な共同研究も必要なのであろう。

(ii) また、被告(製造業者)は、製造物責任訴訟において自らが敗訴しないための格別の特効薬は製造物責任法もしくは民事訴訟手続法のどこにも存在していないことを認識しておく必要がある。また、同様に「製造物責任訴訟そのものに巻き込まれないようにする方策」はもともと存在しない。このことは製造業者は地道に自らの製品において欠陥を排除し、製品の安全性の確保に努めなければならないということの意味している。

(iii) 製造物責任法の下において、「製造物責任訴訟はそもそも増加するのか」ということが問われていたが、同法の施行一年半を振り返ってみると、訴訟の提起は三件(業務用飲料容器による指の傷害事件、新潟地裁長岡支部、一九九六年二月第一回口頭弁論)「カットペーパーによる食中毒事件、前橋地裁、一九九六年一月提訴」「融雪装置の欠陥による経済的損害事件、札幌地裁、一九九六年一月主張」一九九六年一月現在)でいずれも係属中である。だが、製品関連の事故の発生件数およびクレームの数は増加している。詳しくは、伊藤隆一「通商産業省における製造物責任法施行一年と諸施策」、静井元義「経済企画庁における製造物責任制度関連施策への最近の取組状況」、いずれもNBL 596、前出二二頁〜二二頁参照。

また、ここでの「製造物責任訴訟はそもそも増加するのか」という問いは、「製造物責任法が施行されることによつて、欠陥のある不安全的製品は市場から減少していくのか」という疑問にも関連するが、この疑問への回答としては、「減少する」ということであろう。製造物責任法の制定に伴い多くの企業が自らの製品の不安全性を見直しているが、この見直しの対象と

なっている要素には「そのような改善設計・警告はこれまでに採用されていて当然ではないか」、「そのような不安要素は過失そのものではないか」、「製造物責任法の下において新たに格別に問題にされるような難しい危険性ではない」といい得るようなものが数多いのも事実である。それだけに、これまで製品輸出もしくは海外現地生産等を通して欧米の製造物責任法に關わってこなかった製造業者には我が国の製造物責任法の制定に伴う製造物責任問題の理解およびそれへの対応には戸惑いさえみえる。製造物責任法の制定によって、製品が今までよりは安全にはなるとしても、すべての製品事故を防止することは、当然ながらできない。

(16) 「製造物責任法は製造業者の製品安全努力に積極的に貢献し得ているのか」という問題、また「製造物責任法は製造業者の製品安全努力に対して何らかのインセンティブを与え得ているのか」という問題を考えるとそれらに対する評価は、消極の評価になる。おそらく消費者側にとっても製造物責任法における欠陥の証明、欠陥と損害の因果関係の証明の負担は大きいものとなる。産業界、被害者のいずれの立場からみても製造物責任問題を考えるときに、実体法としての製造物責任法の制定によって解決できるところは全体問題のごく一部に過ぎないということにもっと焦点を当てて考えてみる必要があるといえる。わが国の製造物責任法は、どうすれば製造物責任事故を未然に防止することができるのかという問題に対して殆ど何らの具体的な回答を与え得てはいないが、このことは、欧米の製造物責任法にもいえることではある。製造物責任の法理論は、もともと製品の欠陥に起因する事故により損害を被った被害者を救済するためにはどのような理論を必要とするのかという観点から米国において判例を通して発展している。このことは、欠陥に關与した者にどのような法律上の責任を負担させることが被害者を迅速かつ適切に救済するためにもっとも妥当であるのかという「被害者救済のための法理論」であることを意味し、同時に、製造物責任の法理論は「製造業者等の責任追及のための法理論」そのものであることを示しているものといえよう。さらに、このことは、産業界が、製造物責任問題への対応策として製造物責任訴訟の防御(PLD)策を非常に重要なものであるとして把握していることにつながる。

しかし、産業界による製造物責任問題への取組みにおいてもっとも重要なことは、既に述べたように、一旦発生した事故に伴う損害をクレーム・訴訟の場において有利に解決することではなく、使う者にとって安全な(欠陥のない)製品を社会に提供する前向きな製品安全対応策への取組みであると指摘できる。この意味で、製造物責任問題の解決は製造業者に対する責任を厳格にすることのみによつては達成できないといえる。また、製造物責任法の責任論としての把握が、法理論としてだけでなく社会経済全体の仕組みの中で被害者救済のメカニズムとして完全に機能し得るのかということを検討していくことは今

後における重要な課題の一つでもある。

(17) 製造業者においては「製造物責任 (PL) 法理論の理解」、「製造物責任訴訟防壁 (PLD) 対応」、「製品安全 (PS) への取組み」、「製品安全技術 (PST) の確立」のすべてが相互に噛み合ったものになってこなければならぬ。製造物責任問題への取組みにおいて技術者の責任はもともと重要であるが、製造物責任問題への取組みの主体が、法律を中心とする法律専門家、企業法務から製品の研究開発、設計、製造、販売等の製品活動に携わる技術者に代わってこなければならぬ。製品安全における技術者の役割は、製品の研究開発、設計、製造、販売等に限らず、訴訟においても法廷における技術者の証言、説明等は不可欠で、製品安全技術者の育成もこれからの課題である。

製品の安全性の確保においては、製品が市場において使用者、消費者という人間との関係において安全であるという要素からの研究、製品安全技術の確立が不可欠である。もちろん、技術者は法律関係者の支援なしには製造物責任法に定める欠陥を排除し製品を安全なものにするための活動はできない。また、製品安全のためには社会経済的な要因からの研究も必要である。この意味では、欠陥の排除のためには多くの学際的な共同研究が必要である。また、今後においては、法律、経済、技術、人間工学などのいろいろな学際的な研究がもっと組織的に行われなければならない。

(18) 製造物責任法の制定においては、製品の研究開発、設計、製造、販売等を通して製品に関わっていく者の立場と製品を使用、消費する者の立場から製造物責任のあり方についていろいろな議論がなされている。製品をより安全なものにしていくことは、製品の研究開発、設計、製造、販売 (警告・表示) をよりよくコントロールできる製造業者の責任であるが、同時に、当然ではあるが、消費者にも製品安全のための配慮を要請するものでもある。製品の安全性の確保のためには、製造業者の製品をよりよくコントロールする努力に加え、消費者の協力も必要になる。製造物責任問題を考えるに当たっては、加害者としての製造業者と加害者としての消費者のジェロ・サム的な議論もしくは敵対した関係を前提にするのではなく、両者の相互信頼関係が必要になってくる。製造物責任問題への対応における製造業者の側からの困難さを消費者に理解してもらうことは、製造業者にとっても製品事故の回避に役に立ち得る。製品は独自の製造業者の経営戦略の下に安全性の面からより付加価値の高いものにされ、価格は高くなっても消費者から満足して選択されるものになっていかなければならぬであろう。

(19) 技術者によって技術の面から製品を安全なものにするための製品安全技術 (PST) の開発、確立が必要になる。特に、製品の工場出荷前までの安全性ではなく、製品が工場から出荷され消費者の手に渡って使われ、廃棄されるところまでをカバーし、特に、製品が人間によって使用されることからの製品における人的要因 (ヒューマン・ファクター) までを含めての

製品安全のための技術が今後、確立されてこなければならぬ。

(20) 前記の注14から注19で述べたことは、「企業法務における製造物責任」自由と正義、―特集―製造物責任法、No.2, Vol.46, 日本弁護士連合会(一九九五年)において発表したところを基礎としている。

三、第二章 製造物責任法の下における

製品安全活動の基本とガイドライン構築への展開

一 製造業者が製品安全のためにとるべき基本対応策としての考え方

(一) 問題意識

製品の安全性(欠陥の排除)は製造物責任法上は工場出荷前の製品活動において製品を設計、製造、販売等に從事する者(製造業者)によって追求されなければならない。このこと自体については誰も異議はなからう。だが、現実の製品活動において、實際上、「どのような欠陥を、どのように発見し」、「どのような具体的な製品安全活動において製品の安全性を確保しなければならないのか」、また「そのための諸施策はうまく行い得るのか」という疑問になると製品安全のための個々の具体的な科学的手法・技法は世界中のいずれの国においても存在しておらず、これらの疑問への回答は明らかではない。このような状況において、製造業者は製品安全のために「具体的に何をすればよいのか」ということが本章における問題意識である。

(二) 製品安全のための基本的対応策のステップ

製品をその設計・製造・販売等の面からより安全なものとするためには、それらの製品活動に従事する者は、次のような対応策の視点を持つことが必要なのではなからうか。

(1) 対応への第一ステップ

「製品」が市場において「人」と関わるるところから発生する「製品の危険性」を「予見」することが、製造業者にとって第一ステップとなる。

これは自らの製品が工場出荷後、市場において製品を使用・消費する者と関わる過程において生じるであろう「製品事故」およびその原因としての「製品の危険性」もしくは「製品の欠陥」を事前に予見することである。しかし、実際上はこの予見が著しく困難である。この困難さの解決のためには、科学技術に基づく効果的な予見のための新しい技法・技術の確立が不可欠なものとなる。なお、製造物責任法との関連においては、当然ながら、製品の危険性もしくは欠陥を予見し、その予見できた範囲内で対処しておけば当該製造業者に製造物責任法上の責任は課せられないということではない。

(2) 第二ステップ

第二ステップは、第一ステップで予見した危険を回避するための対応策を実施することである。

このように工場出荷の前に予見した危険性、欠陥を回避することがそのまま製造業者の製造物責任予防(PLP)、製品安全(PS)活動になるが、ここでは「予見した危険性、欠陥をどのように回避していくのか」が問題になる。この回避策も容易ではなく、やはりこのための新しい技術・技法が開発されてこなければならぬ。製造物責任法との関連でみると、このための回避策は、まずは、「設計」の面から実施されなければならない。これは設計欠陥の回

避でもある。設計の面からの危険性の回避は、製造の面もしくは警告表示の面からの危険の回避策よりも困難なものになる。ここでは、「技術の面からの安全対応がとれない製品の対応」も必要で、製品を安全なものにしていくための「技術の限界」に直面することも少なくない。「製造」の面からの安全性の確保は製造業者に言い訳を許さない絶対的なものとなる。「警告表示」の面からの危険性の回避策の実施である。だが、具体的に何について、どのように、どこまでの警告表示を行うべきかについては明らかではない。また、製品安全のための設計、製造工程、警告表示等の改善には、コストがかかり、このコストとの関連における安全対応策の実施も難しい問題の一つである。

二 判例を通して考える製品安全活動と製造物責任のレベル

以下においては、前述を踏まえて、製造業者の製品安全活動を米国の同種の「天然異物混入の法理論」が関連する製造物責任事故判例を通して考えてみたい。

(一) 判例の持つ製品安全のためのガイドラインとしての役割

製造物責任問題への対応の基本を、欠陥製品事故を発生させないこととして把握すること自体は容易であるが、前述のように製品の危険性または欠陥を工場出荷の前に、製品事故発生の前に予見し、さらに予見した危険性、欠陥を設計もしくは警告表示により回避、排除することは、製造業者にとっては、その方法、程度のいずれをとっても困難なものになる。この困難さは、別項で触れているように、製品の設計、警告表示の改善のための科学技術上の限界によるところが大きい。法律面からは、「どこまでの安全性を追求すれば、製造物責任を免れることができるのか」という責任の基準が具体的に知らされていないことに起因している。本項では、判例が被告メーカーの製品安全の基

準となつていられると思われ、事例を検討している。「ペカン・キャラメル・キャンデー事件判例」においては、被告メーカーは裁判において製品の安全対応が技術的に不可能であったと主張しているが、製造業者の技術者が、製品の設計において安全性確保のための基準を判例に求めている事例として考えてみたい。また、この判例は、製造物責任問題の解決のためには、法律と技術の共同作業による製品安全ガイドラインの構築がもっと進められなければならないことを示しているともいえよう。

この判例は、製造物責任法理論上は、同種の「天然異物混入の法理論 (foreign / natural substance doctrine)」⁽²¹⁾であり、技術的には「同種の天然異物が混入している製品の設計、製造、販売」である。

(一) ペカン・キャラメル・キャンデー事件判決の概要 (Elsie M. Jackson, Appellee v. Nestle-Beich, Inc, Appellant, Illinois Supreme Court. No.71794, March 12, 1992' 最高裁判所判決) (212 Ill. App. 3d 296' 控訴裁判所判決)

(1) 事実関係

本事件は、米国のNestle-Beich社が製造・販売したチョコレートで包まれたペカン（果物）入りのキャラメル・キャンデーを購入し、それを食べていたところ混入していたペカンの殻が歯にあたり、歯が欠けるという傷害が発生したというものである。一九八八年五月に事件は発生した。

(2) 第一審判決

被害者 (Elsie M. Jackson) は、Nestle-Beich社に対して、厳格責任および黙示の保証違反に基づき、損害賠償を請求する訴訟をイリノイ州地方裁判所に提起した。イリノイ州地方裁判所は、被告Nestle-Beich社の同種の「天然異物混入の法理論に基づく略式判決 (summary judgment) の申立」を認めた。被告の勝訴。原告は控訴した。

(3) 天然異物混入の法理論

「異物混入の法理論」については、本判例の中で解説されているが、例えば、ある加工食品により発生した損害が当該加工食品の原材料ではない何らかの異物によって引き起こされたものであるときは、その加工食品の製造業者は発生した損害を賠償する責任を負うとするものである。これに対し、同種の「天然異物混入の法理論」は、もしその損害が加工食品に含まれている何らかの同種の天然の原材料によって引き起こされたものであるときは製造業者は責任を負わなくてもよいとする法理論である。例えば、チキンパイの中のチキンの骨、七面鳥料理における七面鳥の骨等が該当する。

(4) 控訴審判決

控訴裁判所は、同種の天然異物混入の法理論は、加工食品には天然の状態の何らかの原材料が含まれているということを消費者は知っているという誤った仮説に基づくものであり、損害を引き起こした食品の有害な原材料が同種の天然のものであるからということとその損害の回復が絶対的に妨げられるということではないとし、この法理論の適用を否認し、「消費者の合理的な期待基準」を適用すべきとして、原告勝訴の判決を言い渡した。被告は上告した。

(5) 最高裁判決

被告メーカーは、ペカンの殻をキャンデーから完全に除去することは技術的に不可能であるとして、「技術水準 (state of the art) の法理論」「不可避的危険 (unavoidably unsafe) の法理論」²²⁾等を持ち出して、ペカンの殻がキャンデーに混入していることは欠陥ではなく、むしろ食べる者が注意すべき問題である等と反論したが、最高裁判所は、すべての争点を取りあげながらその反論を認めず、控訴審判決を承認した (一人の判事が反対意見を表明)。

この最高裁判決によりイリノイ州においては、一九四四年の「Goodwin v. Country Club of Peoria (1944), 332 Ill. App. 1.」(七面鳥料理に七面鳥の骨が混入) 判決以来、長年において認められてきた同種の天然異物混入の法理論は、

消費者の合理的期待基準にとって代わられたわけである。

(三) 本判決における製造業者の製品安全活動とそれへの疑問

この判決は、結果として、被告メーカーの製造物責任を明らかにしているが、被告メーカーは、先にも触れたように法廷で種々の防御 (defense) 活動を行っている。まず、製品から天然異物を除去することが技術的に不可能であったとしての「技術水準の抗弁」をだしているが、裁判所は、イリノイ州では本法理論を認めていないとして簡単に拒否した。次に、被告メーカーは、「不可避的危険の法理論」を持ちだしたが、裁判所は、キャンデーをこの法理論の対象とすることの問題に触れ、もし、被告が不可避的危険の法理論を主張するのであれば、そもその警告はどこになされているのかと問いかけている。さらに、裁判所は、ペカンの殻を技術的に取り除くことができないとしてもメーカーとしては、警告をするなりの製品安全対応策をとるべきであった(がそれもとられていない)としており、ここまできると被告メーカーには、もはや勝ち目はない。裁判所が、買い主が注意すべきとする同種の「天然異物混入の法理論」を退け、「消費者期待基準」に代えたこと自体は、消費者保護の観点から妥当なものであるといえるが、後述(四)の通りのインパクトはである。

ここでの筆者の関心は、イリノイ州においては、一九九〇年代に生きる食品メーカーが、食品の安全性確保の一つとしての「異物の混入」の要素に於いてはそのためのガイドラインとして、一九四四年以来の同種の「天然異物混入の法理論」に依拠しすぎたのでないかという点である。この関心をベースとして、第一章で述べた製造業者の製品安全活動との関連をみてみたい。²³ なお、本事件は一九八八年に発生し、判決は一九九二年であり、比較的新しい。(1) さて、第一の基本的なポイントは、前記第一章で述べている方式に照らしてみると、「Nestle-Bach社」は、市場において消費者がペカン・キャラメル・キャンデーを食べるときにその中に混入しているペカンの殻によつ

て歯が欠けるといような危険性、それによる事故・損害の発生を予見できなかったのか」ということである。おそらく、食品会社としてのNestle-Beich社は予見していたと思われる。

(2) それでは、同じく前記第一章一で述べている方式に照らすと「Nestle-Beich社は、ペカン・キャラメル・キャンデーの設計および製造工程においてペカンの殻を除去することによって製品の危険性を回避し、製品を消費者にとって安全なものにすることは、当時の科学技術水準によつて不可能であったのであろうか(だから、ペカンの殻が混入したまま販売したのであろうか)」という点である。Nestle-Beich社は、除去は不可能であったとして裁判を争っている。筆者の勝手な想像ではあるが、おそらく食品会社として、その法律上の責任を明確に認識していれば(この最高裁判決のように理解していれば)、その科学技術力をもつてペカンの殻を除去する、もしくは他の何らかの安全対応策をとるといふことはなし得たのではないかとも思われる。

(3) この思いは、「なぜNestle-Beich社が殻入りのペカン・キャンデーを製造・発売したのか」を考えると、被告であるNestle-Beich社が第一審裁判所に於いて同種の「天然異物混入の法理論」に準拠しながら略式判決の申立を行い、第一審裁判所はそれを認めていることからの推察でもある。このことは同社の製品安全の社内のガイドラインは、同種の「天然異物混入の法理論」を踏まえたものではなかったかという推測につながる。このことは、製造物責任法の下における製品安全の基準に法律理論がガイドラインとして使用されていることを示すものとして考えられないかという思いでもある。つまり、同種の天然異物が製品に混入しており、それが原因で事故・損害が発生しても製造業者に製造物責任はないという判断であつたのではなからうか。実務に照らして考えると、ペカン・キャンデーの安全性確保のために警告を表示する(裁判官の指摘)等のことは、全く考えてもいなかったと思われる。

(四) 本判決が持つ製品安全へのヒントとインパクト

本判決のインパクトは、本件裁判に敗訴した被告Nestle-Beich社に限定されず、イリノイ州の、また州外のあらゆる食品会社にも同様にインパクトを与える。製品安全のためのコストが消費者の買値に転嫁されていくというような影響がでること等を最高裁判所で反対意見を述べた判事は指摘しているが、その通りである。Nestle-Beich社に対する本判決インパクトは、小さくない。同社は、直ちに、

- (i) 市場もしくは消費者の手におかれているペカン・キャラメル・キャンデーの将来に向かっての安全対策を考えなければならなくなる。このことは、製造物責任訴訟に敗訴した被告会社にとって一般的なことでもある。次ぎは、
- (ii) 将来に互つての本来的な製品安全対応策の実施である。

同社は、製品（ペカン・キャラメル・キャンデー）の設計を改善し、ペカンの殻を製品に含有させない設計に改善することが必要になる。また同社はその改善設計に基づいて、製造工程、試験・検査の方法等も改善することになる。製造業者は、通常は自らの製品の安全対応において「どこまでの安全性を達成すればよいのか」という問題に悩まなければならぬが、本件においては、「天然であつても異物の完全な排除」という基準が示されているために迷はない。

(iii) だが、「もしこのような改善対応策の実施が技術的に可能ではないときはどうすればよいのか」という問題が残る。改善対応策をとりえない製品は「不可避的危険の法理論」（後述参照）を考慮するにしろ、製品の回収、将来に向かつての出荷の中止を含めての難しい選択を迫られることになるが、これも製造物責任問題への対応の一つとして珍しいことではない。

(21) 「Goodwin v. Country Club of Peoria (1944), 332 Ill. App. 1.」(十面裁判の骨)、「Mix v. Ingersoll Candy

Co. (1936), 6 Cal. 2d 674, 59 P. 2d 144 (チキンパイの中のチキンの骨) の判例を参照。

(22) 「技術水準の法理論」については、第三章二A一を参照。「不可避免的危険の法理論」については、第三章二A三を参照。

(23) これはNestle-Beich社の製品安全活動自体の問題点を指摘し、論ずるものではなく、本判決を通して製造業者一般の製品安全活動のあり方を探るものである。本判決に関連してはいずれNestle-Beich社と直接の話し合いを試みたい。我が国における製造業者の社内における製品安全活動は、基本となる方針はトップダウンでなければならぬが、具体的な製品別の製品安全のための立案・推進は、特定の専門家もしくは専門の部門によって行われるべきものではなく、製品の設計、製造、販売等それぞれの職場におけるすべての従業員を通して行われなければならないものと考えらる。

四、 第三章 法律面からの製品安全ガイドラインを

構成する個々の要素とその研究

一 総 論

本章では、「製品安全ガイドラインの項目をどのようなものにするのか」という問題を取り扱う。判例を通して製品安全のためのガイドラインを構築するということは、個別の判例の中から欠陥概念を明らかにし、かつ欠陥判定基準を明らかにすることと近い作業になるともいえる²⁴。だが、ここでの検討は、全体としての欠陥概念の判定基準とされている危険効用基準(risk-utility test)、標準逸脱基準(norm-deviation test)、消費者期待基準(consumer expectation test)等²⁵について検証を行うのではなく、具体的な法理論の中から製品安全に役に立つ基準を探ろうとするも

のである。第一章において述べたとおり、製品を安全なものにするためには、研究開発の段階からの製品安全への配慮、設計の改善、製造工程の改善、製品の試験・検査の改善、出荷検査の改善、警告表示の改善等が中心となる。製品の素材・材料の選定からくる安全性の確保は、設計上の問題となる。

このことは、製品安全のためのガイドラインは、製品の研究開発、設計、製造工程・試験・検査（つまりは、「技術」および「警告表示」等の面から与えられることが必要で、さらに「使用者の行為」との関連における製品の安全性の確保にも触れるものでなければならない。また、「経済性（コスト）」との関連も重要になる。

二 製品安全のためのガイドライン構築における具体的な要素の研究

A 「技術の要素」からの製品安全のポイント

ここでは、製品を安全なものにするための「技術」の面からの取組みの要素を取り扱っている。特に、「技術の限界」からみる製品安全対応策は困難で、問題が多い。

一 「技術水準 (state of the art)⁽²⁶⁾」への適合に係る製品安全対応の基準」

一(1) 「製品の設計、警告表示は、当該製品の引き渡しの時点の技術水準に適合していなければならない。」

一(2) 「そもそもの技術水準とは具体的に何であるのかの理解が必要になる。だが、具体的には明確ではない。」

(1) 科学、技術に関連する製品安全ガイドラインが、技術の面から最も重要なものになる。しかし、ガイドライン

となり得るためにはもう少し具体的なアドバイスが必要になる。例えば、一(2)の「そもそも技術水準とは具体的に何であるのか」という疑問、また「製品は事故発生時点の技術水準に適合していなくてもよいのか」という疑問、さらには、「製品事故により損害が発生したとしても当該製品が引き渡し時点の技術水準に適合していれば欠陥ではないといえるのか」という疑問、つまり「当該製品のメーカーは製造物責任を負わないといえるのか」という疑問が残る。

(2) 現在のところ、これらの疑問に明確な具体的な回答は準備されていない。ここでいう技術水準への適合は、製品の「法令規則への合致」では充足されず、「業界基準への合致」「同業他社の技術への合致」でも十分ではない。製造業者としては製品の設計時点、製造時点、引き渡し時点(製品によってはこれらの時点にかなりの差異がでる。)において当該製品に適用される技術について、特に使う、消費する者にとっての安全性の確保の観点から世界各国ベースで十分な調査・研究を行っておかなければならない。また、「製品を市場にだした後になって技術水準の進展によって安全技術が利用できるようになったときに、製造業者はそれまでに販売した製品に対して引き続いて安全対策を講じなければならないのか」という疑問にも関連してくる。

二 「開発危険 (development risk) に係る製品安全対応の基準」

二(1) 「製品の引き渡し時点の科学、技術に関する知見によって認識できない製品の危険性、不安全要素(つまり、欠陥)まで、排除もしくは回避すべきことは要求されていない。」

二(2) 「製品の引き渡し時点の科学、技術に関する知見によって認識できない製品の危険性、不安全要素(つまり、欠陥)によって発生した損害について、製造業者には製造物責任が課されない。」

二(3) 「製品の引き渡し時点の科学、技術に関する知見によって認識できる製品の危険性、不安全要素（つまり、欠陥）を、製造業者は、排除もしくは回避しなければならないということにつながるわけではない。」

(1) ここでも、前記一(1)の問題は残る。製造業者としては、使用者にとっての製品の安全性の確保の観点からの慎重な対応が必要となってくる。現実に事故が発生した時点から遡って、その製品の引き渡し時点の科学、技術に関する知見から事故の原因となった製品の危険性、不安全要素を検証していくときに、その知見をもって認識できなかったという証明は製造業者にとって難しいものになろう。製造業者は、新製品開発と共にその製品が潜在的に有する危険（リスク）を説明するための技術も開発すべきとされている。また、製品を売り出した後においても引き続きの開発製品の安全性確保のための研究開発努力も必要である。

(2) 開発危険の抗弁については、我が国の製造物責任法第四条第一号も参照。

(3) 参照判例

(i) 裁判所は、アスベストの製造・販売時点の一般的な技術水準から判断して「製造業者自身が知らなかった、また知り得なかった危険について警告することは不可能である」こと、また「製造業者が警告を怠ったことによりアスベストが欠陥になるもしくは不当に危険なものになるとはいえない」ことを証明するために、製造業者は「技術水準の抗弁」を用いることができるとした。(Fiberboard Corporation v. E. Jean Fenton, コロラド州最高裁判所, No. 91 SC 685, 1993. 2. 16)

(ii) アスベストによる傷害事件について、裁判所は、製造業者に絶対責任を負わせるものではないとして「技術水準の抗弁」を認めた。(Anderson v. Owens-Corning Fiberglass Corp., 281 Cal. Rptr. 528, Cal. 1991, カリフォルニア州最高裁判所, 1991. 5. 30)

三 「製品の不可避的に危険な側面 (unavoidably dangerous aspect of products) に係る製品安全対応の基準」

三(1) 「製品に不可避的な危険性があるときは、製品の社会的有用性を考えてみる必要がある。」

三(2) 「警告を行うことによる安全対応策が不可欠である。」

三(3) 「何をもって社会的に有用な製品とするのかについては明確な基準はない。」

(1) 「製品の不可避的に危険な側面 (unavoidably dangerous aspect of products)」とは、製品の製造時点(引き渡し時点)における科学、技術上の知識水準に照らして、製品の有用性を著しく阻害することなしに安全にすることができない側面をいう。⁽²⁷⁾

ここでは「不可避的危険 (unavoidably unsafe) の法理論」が関係する。この法理論は、製品の製造時点(我が国の製造物責任法では引き渡し時点になろう)における科学、技術水準においては、製品の有用性を著しく阻害することなしに、製品の意図された使用もしくは通常の使用において、製品の危険性を完全に回避することができないものが存在することを認め、このような製品であっても、製品の「効用」が「危険」を上回っており、かつ当該危険について適切な警告が付されている場合には、その製品は不可避的に危険な製品となり、欠陥製品ではないとして、その使用による不幸な結果に対して厳格責任を課さないとするものである。ただし、この法理論の適用は厳格で、危険な側面を有する製品に社会的有用性が存在しないような場合にはこの製品をそもそも市場に送り出すことは許されないことになる。不法行為リステートメント(第二版)四〇二A条コメントk; Unavoidably unsafe products) 参照。⁽²⁸⁾

(2) 参照判例(「不可避的危険の法理論」)

(i) 「経口避妊薬(OVRAL)」による傷害の事件において、第一審裁判所は、「不可避的危険の法理論」に基づく

被告メーカーの略式判決の申立を認めたが、控訴審はそれを破棄し、差戻した。(Karen Glassman v. Wyeth Laboratories, Inc., イリノイ州控訴裁判所, First District, No.1-90-3176, 1992. 11. 22)

(ii) 「子宮内避妊器具 (IUD)」による傷害の事件においてもこの法理論の適用は否認されている。(Hill v. Searle Laboratories, 884 F.2d 1064, 8th Cir, 1989' 連邦控訴裁判所, 1989. 8. 30)

(iii) 「避妊具 (Cu-7)」による傷害の事件においても同様に否認されている。(Amore v. G.D. Searles & Co., 748 F. Supp. 845' 連邦地方裁判所, 1990. 8. 16)

(iv) なお、この法理が認められた製品としては、「経口避妊薬」(388 N.E. 2d 541, 545, 1979' インディアナ州控訴裁判所)、「子宮内避妊器具」(577 P.2d 975, 977, 1978' ワシントン州第一審裁判所)等がある。

(3) 参照判例 (「危険効用基準 (risk utility test) の法理論」)
「危険応用基準の法理論」を問題にしている判例として次ぎのものがある。

(i) 化学物質製造会社に勤務する従業員が作業中に化学物質にふれて癌になったとして化学メーカーに対して提訴した。訴訟において、本件化学物質の効用はその危険性を上回り、欠陥ではないとする「危険効用基準」が適用できるか否かが争われ、裁判所は、化学物質の効用の証拠がないこと、代替物質が存在することを理由にこの基準の適用を認めなかった。(Victor J. Zumo v. R.T. Vanderbilt Company, Inc. et al, ルイジアナ州控訴裁判所, No. CA870825, 1989. 6. 21)

(ii) 穀物をタンクの外に運び出すスクリュー・コンベアに詰まっていた穀物をつつき落とそうとしてコンバインに巻き込まれた農夫が、重傷を負い、コンベアの保護カバーに設計欠陥があったとしてメーカーを訴えた。裁判所は「危険効用基準」を適用し、このテストは「メーカーに絶対的に安全な製品を製造する義務を負わせるものではなく、

合理的に安全な製品を製造する義務を負わせている」旨の説明を加えている。原告勝訴、ただし、三五%の過失を認定した。(Sperry-New Holland v. John Paul Prestage and Pam Prestage¹ ミシシッピ州最高裁判所、No.90-CA-0657, 1993. 4. 16)

(iii) タバコの危険がタバコの効用を超えるかという「危険効用基準」を通り扱うものとして「Hite v. R. J. Reynolds Tobacco Co., 578 A. 2d 417, Pa. Super, 1990² ペンシルバニア州控訴裁判所、1990. 7. 12」がある。

(iv) 後記一八の参照判例(iii)も参照。

四 「製品売出し後の技術水準の進展に係る製品安全対応の基準」

四(1) 「製品を売りに出した後においてその製品に適用されている技術水準が進展した場合、それに伴い当該製品をより安全なものに改善していくことは要求されていない。」

五 「技術の進展に伴う新製品の発売に係る製品安全対応の基準」

五(1) 「ある製品を売りに出した後においてその製品に適用されている技術水準が進展したことに伴い、設計改善を行った新製品を発売したときに、その新製品の存在は、それとの比較において従来からの製品を欠陥にしてしまうことはないのかについては明確な基準はない。」

(1) この問題は、「既に市場に出している製品の安全性の確保を技術水準の進展との関連においてどのように対処すべきか」ということで、製造業者にとってはかなり難しい対応となる。製品は引き渡し時点の技術水準に適合していることが要求されていることについては前述の通りであるが、技術水準が日々の技術革新によって進展していく現

代において、進展した技術水準と市場に出している製品に適用している技術水準の差異をどのように埋めるのかは、製品の回収を含んで難しい問題である。特に、米国の判例の中には、製品の事故発生時点の技術水準への合致を問題にするものもある。特に同一の製造業者が、技術水準の進展に応じて、同種の新製品を市場に送り出し、旧来の製品と新製品が同時に市場に流通しているような場合（珍しいことではない）においては問題を複雑化する。原則的な考え方としては、製造業者は、使う者にとつての製品の安全性の確保という観点から、進展した技術が、製品の新たな危険性を明らかにした場合においては、客先や市場において、改善策を実施したり、警告を追加したりする対応が必要となってくる。さらに、それでも安全性が確保できないと判断するときは、製品を回収するという最終的な対処も避け得ないものといえよう。なお、製造業者による適切な安全対応策が採られずに放置されたことによつて類似の製造物責任事故が続発したときは、米国の製造物責任法理論の下においては、製造業者に対して巨額の懲罰的損害賠償の請求がなされてくることに注意しなければならない。

(2) UPLA 一〇七条 (Relevance of Industry Custom, Safety or Performance Standards, and Practical Technological Feasibility) は、「製造物が製造された後の技術水準、製造物の設計、警告指示、業界・ビジネス上の慣行の変更に関する証拠は、欠陥があつたこと、警告が与えられるべきであつたことの証拠として許容されない」としている。

また、「実的な技術上の可能性 (practical technological feasibility)」とは「製品の引き渡し時点において、製品を安全なものにしていくために使用可能な技術的、機械的および科学的知識をいい、経済性からの実際性の判断も含まれる」こととなる。²⁹⁾

六 「事故からの教訓に基づき製品の改善に係る製品安全対応の基準」

六-1 「製品関連の事故が発生した後において当該事故の教訓から当該事故の原因の部位についての設計もしくは警告の面からの改善を行った場合に、その改善策は事故を発生せしめた従来からの製品が欠陥であったことの証拠になるのか否かは、明確ではない。」

参照判例

(i) 金型プレス機を使用中に怪我をした作業員は、メーカーが事故発生後に設計改善したことを証拠として、設計上の欠陥ありとしてメーカーを提訴した。裁判所は、「もし事故発生の前に行っていたら事故の発生を防止できたであろう改善策を、事故が発生した後において実施した場合は、この事後の改善は当該事故に過失もしくは非難されるべき行為があったことを示す証拠として採用できる」とした。不採用とするオハイオ証拠規則の適用を排除した。

(McFarland v. Bruno Machinery Corp., 626 N.E. 2d 659, Ohio 1994³⁰ オハイオ州最高裁判所, 1996. 2. 16)

(ii) コンバイン刈り取り・脱穀機の欠陥による右腕切断事故において、裁判所は、事故後の改善を欠陥判定に使用することは認められないとした (Stephen B. Wheeler v. John Deere Company³¹ 連邦控訴裁判所³², Tenth Circuit, 1988. 12. 12)。なお、ニューヨーク州、ペンシルバニア州、カリフォルニア州、ミシガン州等は製造物責任訴訟において事故後の改善を欠陥の証拠として認めていない。⁽³⁰⁾

七 「製品安全活動の結果としての製品の改善に係る製品安全の基準」

七-1 「製品安全対応策の実施の中において従来から発売している製品を自ら改善し、発売したときに、その改善後の製品は、従来からの製品を欠陥にしてしまうおそれがある。」

八 「機能として必要な危険要素を持つ製品に係る製品安全対応の基準」

八(1) 「製品の機能として必要な危険な要素を技術的に取り除くことができない製品においては、警告表示をしなければならぬ。」

製品の機能として危険な要素を有している製品は数多い。このような製品については、その危険性に応じて警告義務が生じてくる。つまりこのような製品については、警告の必要性、内容を慎重に検討しなければならない。勿論、技術改善の努力も必要である。また、このような製品については、そもそもそのような危険性を機能として有している製品が社会的に有益な製品であり、社会に提供すべきであるのか否かが検討されなければならない。従来から社会に受け入れられている製品は別として新製品については、(a)技術面からの改善の可否、(b)警告の必要性の有無等についての厳しいチェックを売り出しの前に行っておかなければならない。

九 「法令、行政取締基準への適合に係る製品安全対応の基準」

九(1) 「製品は法令または行政取締基準に合致していなければならない。」

九(2) 「製品が法令または行政取締基準に合致していることは、欠陥なしの証拠にはならない。」

(1) 法令上の基準等は、安全性の最低限を定めるものとして、それに合致しているのが当然で、反面、合致していないときは、特別の事情（合致させるとより大きい危険をつくりだしてしまうとか）がないかぎり、その製品を欠陥製品にしてしまう。

(2) 一般的には、製品が法令規則、政府が定めた公的安全基準に合致していることをもって、製品に欠陥が存在し

ない、製造業者に責任はない、とする抗弁は認められていない。安全基準に関する連邦法令（例えば、米全国交通安全自動車安全法）にはこの旨の明記がある。米国の「連邦法令の優先（preemption）の法理論」にも留意⁽³¹⁾しなければならぬ。なお、法令もしくは公的安全基準に違反していることはそれだけで過失であるとされている。

(3) また、UPLAは「製造物の損害惹起の要素が、製造時点において、設計に関する強行的な政府契約仕様⁽³²⁾に合致したものであったときは絶対的抗弁になる」としている。（一〇八条(c)項、Mandatory Governmental Contract Specifications）

(4) 参照判例

「合理的な人間であれば、法令規則が定める基準を上回る安全対応を行ったであろうといえる状況においては、法令規則の安全基準を順守していても過失や欠陥の認定を行うことができる」「付加的な注意を払うべき特段の事情が存在しない場合は法令規則の順守は法律問題として相当の注意を払ったことに相当する」として裁判所は、車高を高くする部品（リフトキット）により改良した車に衝突しドライバーが重傷を負った事件において、被告リフトキットのメーカー勝訴の判決を下している。（Linda Ann Beatty v. Trailmaster Products Inc. et al., メリーランド州控訴裁判所、No.134, 1993. 6. 10）

一〇 「業界慣行、業界基準への合致に係る製品安全対応の基準」

一〇(1) 「製品が業界慣行、業界基準に合致していることは欠陥なしの証拠にはならない。」

一〇(2) 「製品が業界慣行、業界基準に合致していないことがそのまま欠陥ありの証拠になるわけではない。」

製品を業界慣行、業界基準、競争他社の慣行・基準に合致させることは必ずしも容易ではない。合致していないこ

とが、直ちに製品を欠陥にしてしまうわけではない。業界の慣行、業界基準への合致は欠陥なしの抗弁にはならない。⁽³³⁾

一一 「競争他社の安全対策水準への達成に係る製品安全対応の基準」

一一(1) 「製品を競争他社の安全対策水準に達成させることを考慮しなければならない。」

一一(2) 「製品が競争他社の安全対策水準に達していないことはその製品を欠陥にすることもある。」

一一(3) 「同業他社が製造・販売する同種の製品と比較して安全性に劣るところがないという事実はこれだけでは欠陥がないという決め手にはならない。」

一一(4) 「同業他社が、同じような機能・性能の製品について、設計からみてより安全な製品を発売したとき、また、より適切な警告表示を使用するときは、それとの比較において自社の製品をそのまま欠陥にしてしまうことがあり得る。」

一二 「明白な危険 (patent danger) の法理論と製品安全対応の基準」

一二(1) 「製品の危険性が誰にとっても明白であるときは警告は不要である。」

一二(2) 「製品の危険性が誰にとっても明らかであるときは製品には欠陥がないといえる。」

(1) 「ナイフは切れる、アルコールは燃える、また、自動車を高速で運転することは危険であるということは、明らかな危険であるといえる。したがって、警告は不要である。明白な危険が非常に重大な被害を引き起こす高い蓋然性があるときはそれについて警告をする義務がある。」(UPLA 一〇四条、Obvious Hazard)⁽³⁴⁾

(2) 「製品またはその含有物が過度にまたは長期に用いられた場合においてのみ危険であるときはその危険性もし

くは潜在的危険性が広く認識されている限り売り主は警告義務を負わない。」(不法行為リステートメント(第二版) 四〇二A コメント i, Unreasonably dangerous)⁽³⁵⁾

(3) 参照判例

- (i) アルコール飲料によりアルコール依存症になった被害者は、アルコールの長期・過剰摂取の危険性についての警告がなされていないかつたとしてウイスキーメーカーを訴えた。メーカーは「明白な危険」である旨の抗弁を行った。第一審裁判所は被告メーカーの勝訴の判決を下した。控訴裁判所は原判決を破棄し、差戻した (McGuire v. Joseph E. Segram & Sons, Inc., 790 S.W. 2d 842, Tex. App. -Beaumont 1990' テキサス州控訴裁判所' Beaumont, 1990. 5. 24)。さらに、最高裁判所は、アルコール飲料の長期的な過剰摂取の危険性は世の中に広く認識されており社会的常識であると認定し、警告の義務なしとした。(Joseph E. Segram & Sons, Inc. v. McGuire 814, S.W. 385, Tex. 1991' テキサス州最高裁判所, 1991. 10. 2)
- (ii) 覆いが半分しかないヘルメットをかぶって自転車に乗り転倒事故により傷害を受けた女性が、ヘルメットが役に立たなかったとしてメーカーを訴えた事件で、裁判所は、事故につながったヘルメットが後頭部のすべてを覆っていないことは誰にでも分かる「明白な危険」であり、欠陥ではないとした。(Wilson v. Bicycle South, Inc., 915 F. 2d 1503' 連邦控訴裁判所, 1990. 10. 30)
- (iii) 五才の子供が、綿棒で耳掃除をしようとして耳の中に押し込んで鼓膜を破った事故により後遺症が残り、警告の不備、パッケージの設計欠陥を理由にメーカーを訴えた。被告メーカーは、「明白な危険」である旨を申し立てたが、裁判所は、子供にとって安全な設計が必要であったとしてそれを認めていない。(George Stroth Kamp v. Chesebrough-Pond's, Inc.' ミズリー州控訴裁判所' Eastern District, No.60645, 1993. 3. 23)

一三 「異物の混入と製品安全対応の基準」

一三(1) 「異物が製品に混入してはいけない。」

異物の混入は欠陥である。

一四 「同種の天然異物の混入と製品安全対応の基準」

一四(1) 「同種の天然異物も製品に混入してはいけない。」

同種の天然異物の混入は欠陥である。第二章二で述べているペカン・キャラメル・キャンデーの判例を参照。

一五 「部品・原材料供給者と設計仕様提供者との関連における製品安全対応の基準」

一五(1) 「部品・原材料供給者の製造物責任の捉え方をまず理解することが必要である。」

(1) 参照判例

原材料の供給者がその原材料を使用した製品の使用者、被害者との関連において製造物責任をどのような範囲で負うのかという問題である。原材料供給者であるデュポン社が製造販売したプラスチック原材料を使用した顎関節インプラントの欠陥により損害を受けた被害者が同社を訴えた事件で裁判所は、被告会社の略式判決の申立を認めた。

(Patricia Lynn Gaily Forest v. E.I. DuPONT, 791 F. Supp. 1460, 連邦地方裁判所, District of Nevada, 1992. 4. 15)

裁判所は、この判決において原材料供給者の製造物責任の法理論として、(a)原材料供給者は、原材料の供給を受け、原告が原材料の危険性についての知識があると信じることを、およびその者が最終使用者に対して警告を与えると信頼

することについて合理的な根拠があるときは、最終使用者に対して警告義務を負わない。また(b)原材料が顎関節インプラント用に設計されたものではなく、その原材料がインプラントに使用されることを予期しない供給者はインプラントの患者に対して責任がない旨を述べている。

(2) 我が国の製造物責任法第四条第二号も参照。

一六 「安全装置と製品安全対応の基準」

一六一(1) 「どのような安全装置を、どのように製品に装着すべきかの基準は明確ではない。」

一六一(2) 「安全装置はオプションでよいとはいえない。」

参照判例

(i) 非常停止装置のないトウモロコシ収穫機が動いている状態で屑を取り除こうとして右手を機械に巻き込まれた被害者は、メーカーを訴えた。アイオワ州最高裁判所は、メーカーは機械の危険性を知っており、安全装置の取り付けのコストは五〇ドル以下であること、同種の別の用途の機械においては安全装置が装着されていたこと等から当該収穫機の欠陥を認定した。(Kenneth Hillrichs v. Avco Corporation, アイオワ州最高裁判所、1994. 3. 23)

(ii) 印刷会社の作業員が製本機の操作中に手を機械に挟まれ傷害を受け、メーカーを訴えた。裁判所は、製本機の危険性はメーカーにとって予見可能であり、安全ガードは技術的に製造が容易であり、安全ガードを装着しても製品の機能の有用性は阻害されないとしてメーカー有責とした。(Alfonso Jurado v. Western Gear Corporation, ニュージャーシー州控訴裁判所, No.A-5936-89T5, 1992. 1. 22)

(iii) ブドウ収穫機により傷害を受けた被害者が緊急停止スイッチの装着がないことを問題にした事件において、裁

判所は、被害者の雇用主の従業員に対する教育、監督の責任を問題にした。(Mark Da Fonte v. Up-Right, INC. カリフォルニア州最高裁判所、No. SO22331, 1992. 5. 4)

(iv) パンチプレス機の安全装置の未装着を問題にした事件では、裁判所は、プレス機のような危険な製品に安全装置が付いていないことは欠陥であるとした。(James Dillard v. Walsh Press & Die Company, First Division イリノイ州控訴裁判所、No.1-89-2817, 1991. 12. 27)

(v) 木工用の電動丸鋸で手に障害を受け、安全ガードの未装着が争われた事件では、裁判所は、(a) 専門家証人の安全ガードがあれば事故は防げたはずという証言、(b) 民間試験機関の安全規格に合致していないという証拠、(c) メーカーが事件後に安全ガードを追加したという証拠等により、本件製品に欠陥ありとした。(Jerry L. Ross v. Black & Decker, Incorporated, Seventh Circuit 連邦控訴裁判所、No.91-2670, 1992. 10. 21)

(vi) 搬送コンベアによる傷害の事件においては、裁判所は、被害者に過失を認めつつもメーカーに責任ありとした。(Godfrey Cosse v. Allen-Bradley Company et al. ルイジアナ州最高裁判所、No.91-C-2816, 1992. 5. 26)

一七 「そもそも安全設計とは何かに関わる製品安全対応の基準」

一七(1) 「何をもって安全設計というのかは製品によって異なってくる。」

一七(2) 「緊急時の法理論 (emergency doctrine) に留意が必要である。」

(1) 「緊急時の法理論 (emergency doctrine)」とは、製品の使用者は非常事態に直面したときに通常時に適用されるものとは異なる行動をとりがちである。したがってこのことに備えた安全設計が必要になってくる。後記の判例

(iii)を参照。

(2) 参照判例

(i) シャワー・湯屋用椅子の脚がとれて重傷を負った看護婦は、椅子のメーカーを訴えた。裁判所は、腐敗しやすい場所で使われる椅子の材質の選定他に欠陥ありとしている。(Portia Motter v. Everest & Jennings, Inc. 連邦控訴裁判所、Third Circuit, No.89-1222, 1989. 9. 8)

(ii) 豊胸手術を行った女性のシリコンインプラントの崩れが発生し、乳房を除去するに至った事件において、裁判所は、メーカーが製品の危険性を認識していたに拘わらず出荷したことを理由に有責とした。(Brendda Griffin Toole et al. v. Richmond C. McClintock, Jr. M.D. et al. 連邦地方裁判所、Middle District of Alabama, 1991. 11. 26)

(iii) ボートに乗って魚を採っていたときにボートのターボエンジンの吸気口にはずれたエアフィルターが詰まったのでそれを取り除くために空気採り入れ口に手を入れたところ指が回転羽根に触れて切断された事件で被害者はメーカーを訴えた。裁判所は、前述の emergency doctrine の適用を認め被害者の行為はメーカーにとって予見可能であり、その行為が事故の近因ではないとした。(Mark Ames v. Dipietro-Kay Corp and Volvo Penta of America メイン州最高裁判所、No. KNO-92-181, 1992. 12. 8)

一八 「子供との関連における製品安全対応の基準」

一八一(1) 「子供用の製品には子供特有の製品安全対応を十分にとらなければならない。」

一八一(2) 「子供用の製品でなくても子供に対する安全性を考慮しなければならない。」

参照判例

(i) 一才の子供による子供用オートバイによる人身事故について、裁判所は、被告メーカーを有責とした。
 (Yamaha Motor Company, Ltd., and Yamaha Motor Corporation, U.S.A. v. William L. Thornton, 579 So. 6194, Ala. 1991' アラバマ州最高裁判所, 1991. 5. 3)

(ii) 同じく子供の三輪ATVの事故について、裁判所は、被告メーカー有責とした。(Karl L. Oberg v. Honda Motor Co., 814 P.2d 517, Or. App. 1991' オレゴン州控訴裁判所, 1991. 6. 26)

(iii) 四歳になる子供がライターで遊んでいるうちに火災が発生し、家屋と赤ん坊が焼死した事件において、両親はライターが子供の火遊びを防止する設計になっていないことおよび警告欠陥を問題にしてメーカーを提訴した。裁判所は、ライターのように危険性が明らかな製品の欠陥を判定するにあたり、どのような基準を適用するのかが問題にし、経済的にみて大きな支出を要せず、また製品の効用を損なわないでより安全な代替設計ができるときは「危険効用基準」を適用すべきとした。また、「消費者期待基準」の適用に当たっては、通常の大人だけではなくあらゆる使用者を基準とすべきとして、子供の火遊びへの安全対応を要求した。(Rodney Todd v. Societe BIC, 連邦控訴裁判所, Seventh Circuit, No.91-1201, 1993. 4. 27)

(iv) アラバマ州における同様な事故において、裁判所は、メーカーは設計において、ライターを子供にとって安全なものにする義務があったのか否かという点を問題にした。(Samuel L. Bean, III v. BIC Corporation et al., アラバマ州最高裁判所, No.1901488, 1992. 4. 17)

一九 「食品に係る製品安全対応の基準」

一九(1) 「食品の安全基準として食品の経時変化の要素、摂取の組み合わせの要素等は配慮されよう。」

二〇 「不可抗力と製品安全対応の基準」

二〇(1) 「不可抗力に起因する損害の発生を完全にカバーする製品安全対応が要求されているわけではない。」

B 「製造の要素」からの製品安全のポイント

二一 「製造工程・出荷検査等との関連における製品安全対応の基準」

二一(1) 「製品は設計仕様もしくは機能基準または製品系列の同一の製品から重要な点で逸脱してはならない。この逸脱を防止することが製品安全対応の第一歩である。」

二一(2) 「製造上の欠陥には製造業者の抗弁は一切許されていない。」

(1) 「製造物が製造業者の支配を離れた時に、製造物が製造者の設計仕様もしくは機能基準 (performance standard) または同じ製品系列の同一の製品から何らかの重要な点で逸脱していたかどうかを認定しなければならぬ。」 (UPLA 一〇四条³⁶)

(2) 参照判例

ビールビンの破裂によって目に傷害を受けたコンビニエンス・ストアの店主である被害者はビールの入ったビンを持ち運んでいるときにビンが破裂し目に傷害を受けたとしてメーカー他を訴えた。裁判所は、ビールビンのガラスの厚さに不足があったことが原因でありメーカー有責とした。(Man Chul Park v. Forman Brothers, Inc. 連邦コロンビア特別区地方裁判所, No.90-834, SSH, 1992. 3. 6)

C 「経済性の要素」からの製品安全のポイント

二二二 「製品のコストとの関連における製品安全対応の基準」

二二一(1) 「製品の安全のために製造業者はどこまでのコストをかけなければならないのかということについての基準は明確ではない。」

二二一(2) 「技術による製品の安全対応が可能であるときに、どこまでのコストをかけて、それを実施しておかなければ、製品は欠陥になるのかの基準は明確ではない。」

二二一(3) 「高価な製品は安価な製品よりも安全性に優れているということではよいのかの基準および安全性に劣る安価な製品は欠陥ではないのかの基準は明確ではない。」

製品の安全性確保という視点から製造物責任問題に対処していく際に、技術的に改善可能として、そのための研究開発、設計変更、製造工程の見直し、出荷検査の強化のどれを取りあげても、金がかかるといふ経済性の問題に直面する。製造業者の安全対応策に要した追加コストを製品価格に上乗せすればよいという指摘もあるが、どこまでの安全性を企業として確保していくことが使う者にとっての安全性確保につながるのか、より安全な製品としてより高価な製品を市場にだしたときに、その製品は他の危険性はあるが安い製品に伍して十分に市場に受け入れられ得るのか等々の問題についての十分な調査、検討なしには、現実性のない議論になってしまう。製品を使う者にとっての安全性の確保への責任は、製品の設計・製造・販売等を担当し、製品により近いところで製品を熟知している製造業者側に、より多く課されていることは否定できないが、使用者側の安全への努力とが一体になることによつて一層の

効果が生じるものといえよう。つまりは、安全のためのコストを単に製品価格に上乗せすれば製造物責任問題は解決するとするのは一方的すぎる見方であるといえよう。製造物責任問題への取り組みにおいては、経済性を十分に考慮した対応が必要となり、このことは製品安全のための活動が会社のトップの認識抜きには行い得ないことも意味しているといえよう。³⁷⁾

D 「警告の要素」からの製品安全のポイント

二三 「警告との関連における製品安全対応の基準」

二三(1) 「製品別に、またカテゴリー別に警告をどのように、どこまで行うべきかの基準は存在しない。」

二三(2) 「十分な警告とは何か、警告をしておけば責任を免れるのか、警告による安全性の確保と技術面からの安全性の確保の関連をどうするのか等についても明確な基準はどこにも存在していない。³⁸⁾」

二四 「設計改善・警告による安全性の確保と製品安全対応の基準」

二四(1) 「製品の危険性を除去するために安全な設計が可能であるときは、その危険性について警告を行うのではなく、設計による改善を優先させなければならない。」

二四(2) 「製品の危険性が技術によって改善できないときは、製品の社会的有用性が検討されなければならない。社会的に有用性がない製品に対して技術改善を行うことなく、単に警告を行っても製品の安全性は確保されない。」

二五 「作業場の製品に対する警告と製品安全対応の基準」

二五(1) 「作業場で使用される製品にはそのための技術の面、警告の面からの安全対応策が特別に必要である。」

参照判例

(i) 製本会社の従業員が接着剤を使用する作業に従事したことにより声帯に傷害を受けたとして警告義務違反でメーカーを提訴した。裁判所は、義務違反を認めた。(McCulloch v. H. B. Fuller, 連邦控訴裁判所, Second Circuit, No.92-7477, 1992. 12. 15)

(ii) 溶鉱炉内壁の煉瓦を積んでいた作業員が炉の底部にたまっていたアルゴンガスにより窒息死した。ガスを供給した会社を訴えた。裁判所は、ガス会社は死亡作業員の雇用主に対して警告をすればよいとしてメーカー勝訴の判決を下した。(Denise York v. Union Carbide Corporation, インディアナ州控訴裁判所, No.56 A05-9120-CV-42, 1992. 2. 11)

二六 「警告の内容からの製品安全対応の基準」

二六(1) 「警告表示においては警告に違反したときの危険性まで警告しなければならぬ。」

参照判例

市販の電気溶接機を購入した者が濡れた手で使用中に感電死した。原因は購入者が自分でとりつけることになった溶接機の本体と取っ手のネジが通電部分に達しており十分に埋め込まれていなかったことであった。裁判所は、メーカーは感電の可能性と悲惨な結果を予見できたはずで、感電の危険性に関する適切な警告が必要であったとしてメーカーの責任を認めた。(Bell v. Lincoln Elec. Co., 630 N.E. 2d 514, Ill. App. 5, Dist., 1994) イリノイ州地方裁判

所、1994. 3. 10)

二七 「製品販売後に発生する危険性への警告と製品安全対応の基準」

二七(1) 「製品の販売後に発生する製品の危険性(欠陥)に対しても警告義務を負う。」

参照判例

シートベルトの縫い目部分のために金属製タンクがバックルに届かなかった事件で裁判所は、メーカー出荷の時点には存在しなかった欠陥がメーカーの手を離れた後に発生することが予見できるときは、その後発生欠陥についてメーカーには警告義務があるとした。(Thomas Duane Moorman v. America Safety Equipment, フロリダ州控訴裁判所、Nos. 89-2554, 89-2565, 1992. 1. 29)

二八 「原材料・部品等の供給者の警告義務と製品安全対応の基準」

二八(1) 「原材料・部品等の供給者の警告には格別の配慮が必要であるが、その基準は明らかでない。」

(1) 原材料供給者の製造物責任の法理論として、下記の判例(ii)は、(a)原材料の供給を受けた者が、原材料の危険性についての知識があり、最終使用者に対して警告を与えると信頼することに合理的な根拠があるときは、原材料供給者は、最終使用者に対して警告義務はない。(b)原材料が原材料供給者の予期しない使用目的において使用されたときはそれによる被害者に対して供給者は責任がない、等の基準を示している。

(2) 参照判例

(i) トウモロコシを容量一杯に貯蔵した穀物用のタンクが爆発し、被害者は素材としての鋼材の強度に問題ありと

して鋼材メーカーを訴えた。裁判所は、もともとその鋼材の使用目的をメーカーは承知しており、鋼材の形状に変更が加えられても製品としての特質は失われておらず、素材（鋼材）メーカーとして有責であるとした。(Seegers Grain Company Inc. v. United States Steel Corporation, 577 N.E. 1364⁴ イリノイ州控訴裁判所、1991. 8. 14)

(ii) デュポン社のプラスチック原材料を使用して顎関節インプラントを製造し、患者に埋め込んだところ傷害が発生し、患者がデュポン社を訴えた事件で、裁判所は被告の略式判決の申立を認めた。(Patricia Lynn Gaily Forest v. E.I. DuPONT, 791 F. Supp. 1460, District of Nevada⁵ 連邦地方裁判所、1992. 4. 15)

二九 「製品の最終使用者との間に第三者が介在する場合の警告義務と製品安全対応の基準」

二九(1) 「第三者が介在する場合の警告には特別の安全対応が必要である。」

二九(2) 「学識ある介在者の法理論 (learned intermediary rule) にも留意が必要である。」

(1) 「学識ある介在者の法理論 (learned intermediary rule)」は、メーカーは製品の使用に当たって本来的に危険な要素使用者に警告する義務があるとする一般的なルールの例外をなすもので、例えば、メーカーは処方箋医師に対して適切な警告を行うことによって使用者に対する警告義務を免れ得るとするものである。避妊具 (Cu-7) による損害の事件を取り扱う判例 (Amore v. G.D. Searles & Co., 748 F. Supp. 845⁶ 連邦地方裁判所、S.D. Florida, 1990. 8. 16) (前記三(2)の参照判例(ii)を参照) においては、医師に対する警告が適切であったか否かについて審理の必要があるとして、この法理の適用を否認している。

(2) 参照判例

(i) 最初の購買者と被害者

カリフォルニア州が地中海ミバエの対策として殺虫剤の空中散布により住民が失明し、メーカーおよび同州に対して警告義務違反ありとして訴えた。裁判所は、メーカーが流通段階における中間業者に対して警告を与えることによって最終使用者に対して警告する義務を免れるという主張が正当化されるためには中間業者に対して警告することをまかせることが合理的であるということが必要である。そもそもメーカーは自らの製品についてその最初の購買者に対して警告を与えたとしても当該製品の危険性にさらされると予見できる周囲の人々に対する警告義務は免れないとした。(Alfonso Macias v. The State of California et al., カリフォルニア州控訴裁判所, No. BO1479, 1994. 3. 14)

(ii) 従業員の事故と雇用者の介在

トラックのドライバーがトラックのタイヤを修理し空気圧を再充填し再び取り付けようとしたところ爆発し、死亡事故が発生し、タイヤメーカーを提訴した。裁判所は、トラックドライバーの雇用主の安全修理のための訓練、装置、情報の提供など義務違反として八五%の過失割合を認めた。メーカーの割合は一一%とした。(Meyerhoff v. Michelin Tire Corp., 852 F. Supp. 933, 連邦地方裁判所, D. Kansas, 1994. 5. 10)

三〇 「事故例が少ない製品に対する警告と製品安全対応の基準」

三〇(1) 「事故の前例が少ない製品であっても製品安全のための警告が必要である。」

参照判例

生後一五カ月の赤ん坊がベビーオイルを誤飲し、呼吸困難に陥り脳障害を起こした事件で、裁判所は、本件のような重大な傷害を生じる可能性は僅少であるが、その危険性は重大である。ベビーオイルは消費者期待基準を逸脱する

危険な製品であり、メーカーの十分な警告をなすための負担と比較しても警告をなすべきであったとしてメーカー敗訴の判決を下した。(Ayers v. Johnson & Johnson, 797 P.2d 527, Wash. App. 1990) フリントン州控訴裁判所(1990. 9. 7)

三二 「警告に使用する言語と製品安全対応の基準」

三一(1) 「警告は自国語に加え、外国語も用いて行わなければならないとはいえない。」

参照判例

(i) スペイン語しか理解できない母親が、英語の警告を理解できず、小児用アスピリンを子供に投与し続け、ライ症候群に罹った事件で、カリフォルニア州最高裁判所は、英語が理解できない人々に対してどのような特別の配慮を払うべきかは司法が決める問題ではなく立法府に課せられた公共政策上の問題であると述べ、メーカーは外国語による警告を行う不法行為法上の義務はないとした。(Jorge Ramirez, et al. v. Plough, Inc., カリフォルニア州最高裁判所, No. SO 29777, 1993. 12. 9)

(ii) 警告を外国語を用いて行う義務があるのかという争点で、亜麻仁油のついたぼろ切れから発火した、係属中の事件。(Stanley Industries, Inc. v. W.M. Barr & Co., Inc. & the Home Depot, Inc., 784 F. Supp. 1570, 連邦地方裁判所, S.D. Florida, 1992. 2. 11)

三二 「子供用品に対する警告と製品安全対応の基準」

三二(1) 「子供用の製品には設計からの安全対応と警告からの特別の安全対応が要求されている。」

参照判例

子供用の三輪ATVに乗っていた七才の子供が横転し死亡事故が発生した事件で、裁判所は、子供が使用することの本来的危险性についてのメーカーの適切な警告を欠くときは本来的に危険な製品になると判決を下した。メーカー有責。(Rickey L. Adtly v. Yamaha Motor Corporation, U.S.A., ルイジアナ州控訴裁判所, Third Circuit, No.87-1172, 1989. 2. 8)

E 「製品の使用者、消費者の行為の要素」からの製品安全のポイント

三三 「製品の異常使用、誤用 (misuse) と製品安全対応の基準」

三三(1) 「製品の使用者、消費者による誤用により発生する損害について製造業者には責任はなく、製品の異常使用、誤用のすべてを回避するような製品を設計する必要はない。」

(1) 誤用は、「製品の使用者、消費者が、同様または類似の状況において製品を使用、消費する可能性のある通常の相当に分別のある者に期待されるような方法で行動しなかつた時に生じる」とされている(UPLA一一二条、Conduct Affecting Comparative Responsibility)⁽³⁶⁾。つまり、被害者に発生した製造物責任事故は、通常の相当に分別のある者であれば用いられないような方法で製品を使用、消費したことが原因となつて発生したというような場合である。原則的には、製造業者はいかなる場合においても誤用を生じせしめないような製品を設計、製造する義務は負っていないとされている。もつとも、予見できる誤用についても警告を行うなどの安全対策の実施が要求されており、製造業者としては、ある程度の誤用があつても安全である製品を設計、製造するための技術的改善等も含めての製品

の安全性確保が必要である。⁴⁰

(2) 参照判例

(i) ベーキングソーダを薬の代わりに水とともに飲んだところ胃に激痛が走り、先行性潰瘍と誤診され、治療のため六回も手術をした事件において、被害者は警告不備としてメーカーを訴えた。裁判所は、本件損害は警告の不備によつて直接に発生したのではなく被害者の「誤用」が介在したのではないかを問題とし、陪審は事故の実質的な原因は原告の誤飲であると判断した。(William Graves v. Church & Dwight Co., ニュージャーシー州控訴裁判所、1993. 8. 11)

(ii) 非常停止装置のないトウモロコシ収穫機が動いている状態で肩を取り除こうとして右手を機械に巻き込まれた被害者は、メーカーを訴えた。第一審裁判所は、被害者に一〇〇%の過失ありと判決したが、同州の最高裁判所は、メーカーは機械の危険性を知っており、安全装置の取り付けのコストは五〇ドル以下であること、同種の別の用途の機械においては安全装置が装着されていたことなどから当該収穫機の欠陥を認定した。(Kenneth Hillrichs v. Avco Corporation, アイオワ州最高裁判所、1994. 3. 23)

(iii) 一六才の女の子が車の運転中に空気清浄剤(純塩化エチル)を吸引し、目眩と痺れを感じて、他の車と衝突した。車をぶつけられた被害者が、その空気清浄剤のメーカーを訴えた。メーカーは、「誤用」を主張。裁判所は、警告義務違反はないとしながらも、製品のこのような用途としての使われ方の予見可能性を問題にした。第一審裁判所は、被告メーカーの略式判決の申し立てを容認したが、控訴裁判所は、一部破棄、差戻し判決を下した。(M.J. Kelly et al. v. M.T. Enterprises, Inc. et al., アラバマ州控訴裁判所、No.1901932, 1992.7.31)

(iv) 三輪ATVの事故では、裁判所は、被害者が警告、指示に違反して使用したこと等を問題としてメーカー勝訴

の判決を下した。(Kloepfer v. Honda Motor Co., Ltd. 898 P.2d 1452 連邦控訴裁判所、Tenth Circuit, 1990. 3. 12)

(v) 印刷用プレス機械を操作していた従業員が異常音に気づいて機械の下にもぐり込み、回転シャフトに巻き込まれた事件では、被告メーカーは、機械が動いているときにその下にもぐり込んだことを問題にした。被告メーカーは、安全ガードは売り出し当初は装置されており、自社のコントロールを離れたところで取り払われたと抗弁し、第一審裁判所は略式判決の申立を認めた。控訴裁判所は原告の傷害を被告メーカーは予見していたといえるのではないか等により原判決を破棄し、差戻した。(Gary Dise et al. v. Rockwell Graphic Systems, Inc., et al. ミネソタ州控訴裁判所、No. CX-88-220, 1988. 8. 30)

三四 「改造・変形 (alteration or modification) と製品安全対応の基準」

三四(1) 「使用者・消費者による製品の改造・変形が行われ、それにより損害が発生したときは製造業者に責任はない。製品のあらゆる改造・変形においても絶対的に安全であるように製品を設計、警告をする必要はない。」

(1) 改造、変形とは、「使用者が、製品の設計、構造または部品等に手を加えたりすること、もしくは製品に付されている警告や指示を変更したり除去したりすることを意味する」とされている (UPLA 一一二条、前出)。

製造業者は被害者による製品の改造、変形に起因して発生した製造物責任事故について、原則として責任はない。

ただし、その改造、変形が、(a) 製造業者の指示または仕様書等に従ってなされたものであるとき、(b) 製造業者の明示・黙示の同意の下になされたものであるとき、(c) 合理的に予期される行為であるのに拘らず改造、変形について製造業者から十分な警告、指示が与えられていなかったときは、抗弁とはならない。製造業者は、警告、指示等が自らの個々の製品にどのようなに行われているのかを見直すという観点からの製品安全対策にも取り組まなければならない。⁽⁴¹⁾

(2) 参照判例

(i) 穀物運搬用のスクリューコンベアーに改造を加え、その改造が原因となって傷害事故が発生した事件である。アイダホ州第一審裁判所は、被告メーカーの略式判決の申立を認めた。同州の製造物責任法が「製品の改造が合理的に予見可能な行為であり、かつその改造に関して、警告上の欠陥があった場合は、単に製品を改造したということは必ずしも製品のメーカーにとって絶対的な抗弁にはならない」旨を定めていることから最高裁判所は、第一審判決を破棄した。(Daryl Tuttle v. Sudenga Industries, Inc., Wayment Farms, Inc., and Wes's, Inc. et al. アイダホ州最高裁判所 No.20320, 1994. 1. 25)

(ii) 市販されているトラック電装品を間違った配線方法で取り付けしたことによる損害について、裁判所は、正しい配線の方法によらない電装品の取り付けという明らかな危険な行為については、メーカーに警告義務はないとした。(Westchem Agricultural Chemicals, Inc. v. Ford Motor Co. 連邦控訴裁判所 Eighth Circuit, 1993. 4. 6)

(iii) コックが業務用のフードミキサーにフードスライス用のアタッチメントを取り付け、料理を作っているときにフードミキサーの刃に触れて指を切断した事件で、裁判所は、メーカーの略式裁判の申立を認めず、アタッチメントを取り付けることは業務用ミキサーにおいては当初から意図されて設計されており、改造には該当しないといえるのかについての審理が必要であるとした。(Feuerverger v. Hobert Corp., 738 F. Supp.76 連邦地方裁判所 E.D. New York, 1990. 6. 5)

(iv) ゴルフカートのメインテナンス作業員がカードを改造し、掛け金を取り付けたが、それに裾が絡みゴルフコースの橋から転げ落ち怪我をした。被告メーカーの勝訴。(Albert Trevino v. Yamaha Motor Corporation 連邦地方裁判所 Fifth Circuit, No. 88-2818, 1989. 9. 5)

三五 「危険の引受 (assumption of risk) と製品安全対応の基準」

三五―(1) 「使用者、消費者が製品の危険性を知り、あえてその危険を引き受ける場合、メーカーはそれによる損害について責任はなく、そのような場合においても安全であるような製品を引き渡す義務はない。」

(1) 製品の危険を知った上で自発的かつ不当に (voluntarily and unreasonably) 自己を危険にさらそうとし、その結果損害を被った場合には被告の責任を完全に免れさせる抗弁となる。つまり、このような原因によって製造物責任事故が発生することについては製造業者はその安全対応策において考慮しなくてもよいとするのが一般的な考え方である。これが「危険の引き受け (assumption of risk) の法理論」である (不法行為リステートメント (第二版))

四〇二A コメント n, Contributory negligence 参照、前出)。製造業者は、消費者が製品の欠陥状態を知らず自らの意思に基づいて当該製品を使用したときは、当該製品に起因する危険の引き受けがあったとして、製造業者の責任の全部または一部は軽減、免責されることになる。なお、この場合、被害者が製品の危険な状態を知らずあえて製品を自発的に使用したとしてもその理由の正当性は評価しなければならぬとされている (例えば、製品の危険性を知ったときの危険回避のための被害者の行為とそれによる事故の発生等)。

(2) 参照判例

(i) 覆い半分しかないヘルメットをかぶって自転車に乗り転倒事故により傷害を受けた女性が、ヘルメットが役に立たなかったとしてメーカーを訴えた事件。裁判所は、事故につながったヘルメットが後頭部のすべてを覆っていなかったことは誰にでも分かる「明白な危険」であり、欠陥ではないとした。また、この事件では、製品の使用者がその危険性を知らずながらあえて使用したときは当該製品には責任はないという「危険の引受」を問題とし、原告は危

險を承知の上であえてこれを着用していたということは危険の引受であり、補償を受ける権利はないとした。(William v. Bicycle South, Inc., 915 F.2d 1503, 連邦控訴裁判所, Eleventh Circuit, 1990. 10. 30)

(ii) 経験ある電気工がコンデンサーの増設工事を行っていたときにコンデンサー箱の上に身を乗り出し、感電し、火傷を被った。コンデンサー箱の欠陥を主張。被告メーカーは、原告電気工の作業中の「危険の引受」を申し立てた。裁判所はこれを認め、被告メーカーの勝訴の判決を下した。(William W. Mackowick Jr. v. Westinghouse Electric Corporation, ペンシルベニア州控訴裁判所, No. 1401, 1988.4.29)

三六 「通常の注意および保守の懈怠と製品安全対応の基準」

三六一(1) 「通常の注意および保守を怠ることは製品の改造に該当しない。したがって通常の注意および保守を前提とする製品安全対応策でよい。」

三七 「通常の消耗・損耗と製品安全対応の基準」

三七(1) 「通常の損耗は、製品の改造に該当しない。したがってそれらを前提とする製品安全対応策でよい。」

三八 「使用者、消費者による欠陥状態発見の義務と製品安全対応の基準」

三八(1) 「製品の使用、消費において使用者、消費者は、その製品の危険な状態(欠陥)を検査することは要求されていない。つまり製品の危険な状態を発見すべき義務はない。したがって製品の危険な状態(欠陥)は製造業者において回避する安全対応策を講じなければならない。」(UPLA 一一二条(A) Failure to Discover a Defective

Condition)⁽⁴²⁾

三九 「使用者、消費者の専門知識との関連における製品安全対応の基準」

三九(1) 「使用者・消費者の専門的知識および技量とのバランスにおいて製品の安全基準が決まってくる。」

四〇 「使用者、消費者の寄与過失 (contributory negligence) と製品安全対応の基準」

四〇(1) 「使用者、消費者の寄与過失による製品事故による損害はそのすべてが製造業者の責任ではない。したがって寄与過失を前提とする製品安全対応をとることにより。」

(1) 厳格責任の下においては、原告(被害者)が製品の欠陥を発見できなかった、もしくは欠陥存在の可能性に備えなかったというような原告の過失(寄与過失)があったというだけでは、被告メーカー免責の抗弁としては認められない。今日では米国の過半数の州で、判例または制定法で原告の過失の割合で損害賠償額を減額する比較過失(comparative negligence)の理論に代わられている。⁽⁴³⁾

F 「責任の主体」、「製品の種類」、「損害の内容」等の要素からの製品安全のポイント

F-1 「責任主体の要素」からの製品安全のポイント

四一 「商標ライセンサーの製造物責任と製品安全対応の基準」

四一(1) 「商標ライセンサーには製造物責任が課される場合があり、自らの商標の他社へのライセンスに当たって

は製品安全を考慮に入れた契約交渉、契約の締結がなされなければならない。」

(1) 商標の使用を許諾したライセンスラーは、その商標が付された製品の欠陥事故に対して責任を負うか否かが争われたが、裁判所は、商標ライセンスラーが、消費者に対する製品の販売に実質的に参画し、その製品の製造や販売を支配管理する権限を有している場合には商標ライセンスラーは厳格責任を負うとしている。⁴⁴⁾

(2) 参照判例

タイヤメーカーの商標使用許諾について、タイヤの輪底がはがれたことによる事故において、裁判所は、一定条件の下に商標ライセンスラーに厳格責任を認めた。(Torres v. Goodyear Tire & Rubber Company Inc., 786 P.2d 939, アリゾナ州最高裁判所, 1990. 1. 4)

四二 「技術ライセンスラーの製造物責任と製品安全の基準」

四二(1) 「技術ライセンスラーは製造物責任を負わないが、ライセンスの対象となっている技術に関連して(完成品もしくは部品等の設計技術、コンピュータソフト、製造技術としてなど)使う者にとっての安全性の確保には常に配慮しなければならない。」

参照判例

亜鉛粉末の製造プラントの技術援助に関して、裁判所は、技術ライセンスラーの厳格責任を否定した。(Jacque Snyder v. ISC Alloys, Ltd., a British Corporation, Eloise Simon v. ISC Alloys, Ltd., 772 F. Supp. 244, W.D. Pa. 1991, 連邦地方裁判所, 1991. 8. 16)

四三 「第三者が介在する場合のメーカーの責任と製品安全対応の基準」

四三(1) 「製品事故の発生に第三者が介在するときは当該製品メーカーの責任の態様が異なってくる。ここでは、特に、警告を中心とする製品安全策に格別の配慮が必要になる。」

参照判例

百貨店のエレベータの天井パネルが落下し、乗客が負傷した。百貨店はその乗客と和解し、エレベータの被告メーカーに求償した事件で、メーカーは、エレベータが出荷されて、事故の発生に至るまでの間にエレベータと事故の間に因果関係の中断があったと主張した。裁判所は、エレベータの天井パネルが落下するためには被告メーカー以外の者(第三者)の関わり(行為・不作為)があったはずという被告メーカーの主張を認めた。(R.H. Macy & Co. v. OTIS Elevator Co., 554 N.E. 2d 1313, Ohio, 1990. 5. 23)

四四 「親子会社の製造物責任と製品安全対応の基準」

四四(1) 「親会社は、一定の条件の下に子会社の製品の製造物責任事故に対して責任を負うことがあるので注意しなければならない。親子会社全体をスルーしての製品安全対応策の実施が必要になる。」

参照判例

シリコンゲル胸部インプラントおよびその原材料により発生した傷害について、被害者は、そのメーカーと親会社に対して提訴した。裁判所は、親会社は子会社メーカーの株式を保有するが、子会社は親会社の分身、隠れ蓑になっていないこと、合併事業としての責任はないこと、親会社に詐欺、共同謀議、教唆がないこと等から親会社の製造物責任を否定した。(In re Silicon Gel Breast Implants Products Liability Litigation, MDL 926, 837 F. Supp. 1128)

連邦地方裁判所、N.D. Alabama, S.D., 1993. 12. 2)

四五 「会社破産、継承の場合の製造物責任と製品安全対応の基準」

四五(1) 「企業買収については買収をしようとする企業は買収対象会社の製品の製造物責任事故を考慮しなければならない。特に、当該製品の事故の損害を引き受けているのか否かへの配慮が不可欠である。また、場合によっては、当該製品に対する将来に向かつての製品安全対応も必要になる。」

参照判例

ノコギリメーカーが破産し、その資産を取得し、同種のノコギリを製造販売する会社に対して、その取得以前に製造販売されたノコギリによる製造物責任事故の損害につき賠償請求がなされた事件で、裁判所は、責任なしとする被告会社の略式判決の申立を認めていない。(Wilkerson v. C. O. Porter Machinery, COPCO, Inc., 567 A. 2d 598, N. J. Supper, L. 1989, ニュージャージー州控訴裁判所, 1989. 6. 30)

四六 「輸入業者の製造物責任と製品安全対応の基準」

輸入業者の製品安全活動は格別に考えなければならないが、契約における取り決めがベースとなる。契約においては、責任の求償、訴訟・クレームの防御方針、防御活動、コストの負担等考慮すべき法的事項が多いが、製品の安全性の確保という観点からの取り決めも重要である。

四七 「業界基準作成の業界活動における製品安全対応の基準」

四七(1) 「業界活動としての業界基準等の制定を通しての製品安全対応策の実施には若干注意を払う必要がある。」
参照判例

プール業界の協会 (Trade Association) が製造物責任をめぐって訴えられた事件では、裁判所は、同協会がプールの設計、建造についての最低基準を作成し発行したことは、プールの使用者に対する警告義務を引き受けたことにはならないとして同協会の製造物責任を否定した。(Meyers v. Donatucci 531 A. 2d 398, N.J. Supper, L. 1987
ニュージャージー州控訴裁判所、1987. 6. 12)

四八 「保険会社の製品安全関連アドバイスにおける製品安全対応の基準」

四八(1) 「保険会社は外部のメーカー等のための製造物責任の点検、アドバイスを通しての製品安全対応には十分注意しなければならない。」

参照判例

干し草梱包機を操作中に片腕を巻き込まれて切断した被害者は、メーカーとそのメーカーに製品安全の点検とアドバイスを与えていた保険会社を訴えた。保険会社は、略式判決を申し立てたが、裁判所は、保険会社の点検、助言は製造物責任を伴うとしてその申立を却下している。係属中。(Robert E. Denis v. Vermeer Manufacturing Company, 752 F. 752, F. Supp. 989 連邦地方裁判所、D. Kansas, 1990. 11. 28)

F-2 「製品の種類の要素」からの製品安全のポイント

四九 「PBブランド製品・OEM製品の安全対応の基準」

四九一(1) 「PBブランド製品のメーカーは、その製品の製造物責任事故において責任が問われてくる。したがって自社製品と同じレベルでの安全対応策を講じなければならない。OEM製品のメーカーの製品安全対応策も同様である。」

参照判例

(i) シアーズローバック社(流通業者)のカタログ販売を通して購入したナイトガウンを着てマッチで遊んでいた三才の女の子はマッチの火がガウンに燃え移り重傷の火傷を負った。裁判所は、被告はあたかもメーカーであるかのように製造物責任を負うと判決した。(Tamara Morgan v. Sears Roebuck and Company, Inc. 連邦地方裁判所、Northern District of Georgia, No.1, 86-CV-2561-JOE, 1988. 7. 28)

(ii) 同じく、シアーズローバック社の芝刈り機(PBブランド製品)について、裁判所は、同社の製造物責任を認めた。(Brain Lapaglia et al. v. Sears Roebuck and Company, Inc. et al. ニューヨーク州控訴裁判所、Appellate Division, 1988. 8. 15)

(iii) 自動車用シートカバーのPBブランド製品について、裁判所は、販売業者の製造物責任を認めた。(Francis J. Stachurski and S. Stachurski v. K Mart Corporation' ミシガン州控訴裁判所、No.103099, 1989. 10. 16)

五〇 「中古品の製品安全対応の基準」

五〇(1) 「中古品は製造物責任法の対象であり、中古品のメーカーには製造物責任が問われる。中古業者の製品安全対応策も大切であるが、もともと新品の製品のメーカーは自らの製品が中古品として流通する場合における製品の安全性確保についての十分な配慮が必要になる。」

(1) 中古品の製品安全対応は、難しい問題の一つであり、十分な配慮が必要とはいえ、何が十分な配慮といえるのかについては明確ではない。⁽⁴⁵⁾

(2) 参照判例

中古自動車を中古車販売業社から購入し運転していたところ車の計器盤の内部から火がでて車から飛び降り怪我をした事件で、車のメーカーを訴えた。本事件では事故車が原告側の調査の後に廃棄されており、裁判所は、原告の状況証拠による欠陥の立証が推測の域をでていないとして被告メーカー勝訴の判決を下した。(Gina Harrison v. Bill Cairns Pontiac of Marlon Heights, Inc.、メリーランド州特別控訴裁判所、No.6, 1988. 11. 2)

五一 「血液製剤の製品安全対応の基準」

(1) 製造物責任法は、血液製剤にも適用される。

(2) 参照判例

一九八一年に行われた手術に関連する血液製剤のエイズ・ウイルスに関する訴訟において、一九八一年当時のエイズ・ウイルスに関連する医療知識水準からみて被告に過失があるか否かが問題となった。裁判所は、被告の過失を否認した。(Hoemke v. New York Blood Center, 912 F. 2d 550、連邦控訴裁判所、Second Circuit, 1990. 8. 24)

五二 「輸入品の製品安全対応の基準」

輸入品の製造物責任事故による損害について輸入業者は製造物責任を負うが、輸入業者の輸入品に対する製品安全対応策は、注文製品等でない限り限定されてしまう。輸入業者にとって格別の安全対応策が存在するわけではないが、

検討を要する事案である。前記四六の輸入業者の責任の項も参照のこと。

五三 「廃棄物の製品安全対応の基準」

(1) わが国の製造物責任法は廃棄物には適用がないが、⁽⁴⁶⁾ 廃棄物については製品安全対応策を考えなくてもよいというわけではない。

(2) 参照判例

電力用トランス廃棄物の解体作業中の事故について製造物責任法の適用を否認した。控訴裁判所は原判決を支持した (High v. Westinghouse Elec. Corp., 559 So 2d 277, フロリダ州控訴裁判所, Third District, 1989. 12. 12)。最高裁判所も支持した。(Willie High et al. v. Westinghouse Electric Corp., フロリダ州最高裁判所, No.75991, 1992. 6. 11)

五四 「出版物の製品安全対応の基準」

(1) 出版物の製造物責任の判例も米国特有のものであるが参考になる。⁽⁴⁷⁾

(2) 参照判例

(i) 一二才の少年が雑誌の射撃スポーツに関する付録を読み、その後ライフルで遊んでいるときに暴発による死亡事故が発生し、両親が雑誌の出版社を訴えた。裁判所は、雑誌と射撃スポーツについての付録によって伝えられたアイデア、思想、言葉、情報は製造物責任法上の製造物ではなく、出版社には付録における火器もしくは武器の危険について警告を付する義務はないとした。(Jan Way v. Boy Scouts of America, 856 S.W. 2d 230, Tex. App. Dallas

1993、テキサス州控訴裁判所、1993. 5. 13)

(ii) 類似の判決としては、「キノコの辞典」に依存しての病気（一九八一年、連邦控訴裁判所、第九巡回区）、「タロイモ料理方法の本」に依存しての病気（一九七七年、連邦地方裁判所、フロリダ）がある。いずれも製造物責任法の対象外としている。

(iii) 「航空機のチャート（地図）」については、コンパスと同様に高度の技術道具であり、不正確なデータは壊れたコンパス、高度計と同じく事故の原因になるとして製造物責任を認めている。（一九八六年 Brocklesby ケース、一九八三年 Salomey ケース、一九八五年 Finor ケース）

五五 「電気」の製品安全対応の基準」

(1) わが国の製造物責任法は電気には適用されないとするのが一般である。⁽⁴⁸⁾ 欧米では電気は製造物責任法の対象である。

(2) 参照判例

電気のアークにより住宅火災が発生した事件で、裁判所は電力会社の製造物責任を認めた。（Richard Stein et al. v. Southern California Edison Company、カリフォルニア州控訴裁判所、Second Circuit, No. BO 57680, 1992. 6. 18)

五六 「生鮮食品」の製品安全対応の基準」

(1) わが国製造物責任法は生鮮食品に対して適用されない。⁽⁴⁹⁾

(2) 参照判例

生牡蛎による食中毒事件で、裁判所は米国の製造物責任法は自然物にも適用されるとした。(Kilpatrick v. Superior Court, 277 CAL Rptr. 230' カリフォルニア州控訴裁判所、First District, 1991. 1. 7)

F-3 「損害の種類」からの製品安全のポイント

五七 「経済的損害しか発生しない場合の製品事故と製品安全対応の基準」

(1) 経済的損害しか発生しない場合に製造物責任法の適用があるか否かについてはわが国においても議論があるところである。⁽⁵⁶⁾

(2) 参照判例

飛行機が離陸直後にエンジントラブルを起こし緊急着陸し機体等に損傷を受けた。米国の厳格責任の法理では経済的損害しか発生していない場合は厳格責任の適用なしとするのが一般であるが、本事件においては控訴裁判所は、飛行機のエンジントラブルは潜在的な危険な状況であり安全に関わる問題である。したがってその結果発生した経済的損害は製造物責任訴訟によって回復できるとした。(Pratt & Whitney Canada Inc. v. Joseph Sheehan' アラスカ州最高裁判所、No.S.4597, 1993. 5. 28)

G 「訴訟手続きの要素」からの製品安全のポイント

第一章において触れているように製造業者にとっては、製造物責任のクレーム、訴訟の防御(PLD)は重要なも

のになる。製造業者の製造物責任訴訟の防御についての対応についてはここでは触れるものではないが、訴訟手続きの中から製品安全へのヒントを見つけておくことも大切である。

五八 「法定責任期間との関連における製品安全対応の基準」

(1) 製造物責任事故の発生が製造物責任の責任期間を越えているときはメーカーは責任を免れることができる(例えば、わが国の製造物責任法第五条も同様)。だが、製品自体がこの法定責任期間において安全に使用されることが、製品の設計上において要求されているわけではない。⁽⁵²⁾

(2) 参照判例

電力会社の電力用スイッチの事故で重傷を負い死亡事故が発生し、スイッチメーカーを提訴した。法定責任期間を越える十三年前の発売であった。メーカーは法定責任期間を越えていることを理由に略式判決の申立を行ったが、裁判所は明示の保証等との関連の審理が必要として認めなかった。(Ronda S. Miller et al. v. G & W Electric Co., 連邦地方裁判所、District of Kansas, No.85-4041-R, 1990. 4. 4)

五九 「和解と製品安全対応への取組みの基準」

(1) 和解が製造物責任問題の対応の中で重要なものの一つであることについては疑いはないが、製品安全との関係においても考えていかなければならない。和解をして事件を解決することと当該事故の原因を設計段階に遡って謙虚に探っていくことは別の問題であり、後者をおろそかにしてはならない。

(2) 参照判例

四輪ATVを一二才の少年が運転中に丘の頂上付近でひっくり返る事故が発生し、少年は重傷を負った。原告と被告会社は裁判官のモニターの下に和解した。ここでは販売会社の警告義務違反が問題となった。(Christopher Erickson v. America Honda Motor Company et al., ミネソタ州控訴裁判所, C7-89-1674, 1990. 5. 8)

六〇 「欠陥不存在の証明と製品安全への関わり」の基準」

製造物責任事故が発生したとしても製造業者が「その製品に欠陥が存在しないこと」を積極的に証明(反証)できれば製造物責任は課されない。欠陥不存在の証明を如何に行うかは、法律論としては欠陥概念および欠陥認定基準と関連してくるが、的確な製品安全への取組みがこれを支援することになる。この面からの製品安全への取組みのあり方の検討も必要である。

六一 「製品事故を引き起こした製品の廃棄処分と製造物責任の基準」

(1) この事案は製品安全とは関わりが少ないが、製造物問題への対応、特に、訴訟防御(PLD)としては重要なものになり、幾つかの判例をあげることができる。製造業者の製品安全活動との直接のつながりは薄い⁵³⁾が、製品事故を引き起こした製品を検証することが製品安全へのヒントになることはいうまでもない。

(2) 参照判例

(i) 家庭用ガス調理器の火災事故による財産的損害について原告である保険会社が事故発生⁵⁴⁾の家庭用ガス調理器を廃棄するなどの処分を行ったために被告メーカーはその製品を調査し火災発生⁵⁵⁾の他の原因を見つけだし、抗弁として証明していくことができなくなった。裁判所は、欠陥の有無について審理するに足る証拠を提出できていないこと

を理由に被告勝訴の判決を下した。(Shelbyville Mut v. Sunbeam Leisure Products, イリノイ州控訴裁判所, Fifth District, 1994. 6. 10)

(ii) トラック用のバッテリーの爆発による機械工の失明事故において当該バッテリーは訴訟提起以前に処分されていた。裁判所はそのバッテリーの提出は欠陥の立証に必ずしも不可欠ではないとした。(Willie B. Daniels v. GNB, Incorporated and Southern Battery Company of Mississippi, Inc., ミシシッピ州最高裁判所, No.91-CA-0916, 1993. 12. 16)

(iii) ガス衣類乾燥機、ガス温水器による火災発生事故において物的証拠が何も残っていない訴訟提起となった。控訴裁判所は、被告メーカーの略式判決の申立を認めた第一審判決を破棄した。(Tory v. Kampgrounds of America Inc., 81 A. 2d 665, Pa. Super, 1990' ペンシルバニア州控訴裁判所, 1990. 10. 25)

六二 「欠陥と損害の因果関係の証明と製品安全への関わり」

(1) ここでの問題意識は前記六〇と同様である。

(2) 参照判例

(i) デパートの店内で発生したエレベータ事故において、被告メーカーは、出火から事故発生までの間に「因果関係の中断」があった旨を主張し、裁判所はそれを認めた。(R.H. Macy & Co. v. OTIS Elevator Co., 554 N.E. 2d 1313, Ohio, 1990' オハイオ州最高裁判所, 1990. 5. 23)

(ii) 予約システム・ディスプレイの端末から放射される電磁波放射線によって癌により死亡したとしてメーカーを提訴した事件で、裁判所は、先端技術分野における製品の危険性と傷害の間の因果関係の証明の問題を取り扱いなが

ら、被告メーカー勝訴の判決を下した。(Barbara Hayes v. Raytheon Co. et al. 連邦地方裁判所、N.D. Illinois, E. D., No.90 CI068, 1992. 11. 12)

(iii) 電気スイッチで感電した事件で、裁判所は因果関係の証拠がないとしてメーカー勝訴の判決を下した。

(Doris Skinner v. Square D Company、ミシガン州控訴裁判所、No.127703, 1992. 9. 8)

(iv) 医薬品(つわり防止薬)による子供の先天的欠損症の発生について因果関係の存在の証明が争われた。第一審および控訴審は、被告メーカーの勝訴。最高裁は、破棄、差戻しの判決を下した。(Daubert v. Merrell Dow Pharmaceuticals, Inc. 連邦最高裁判所、No.92-102. 1993. 6. 28)

H 「契約文書の要素」からの製品安全のポイント

六三 「免責約款における製造物責任の把握と製品安全対応の基準」

(1) 契約による製造物責任の制限、排除は、製造物責任問題を考えていく場合に重要な問題の一つになるが、特に免責約款との関連における製造業者の責任の把握が重要なものになる。⁽⁵⁴⁾この場合、製品安全の視点からの取組みが不可欠である。

(2) 参照判例

(i) 冷蔵車両の冷蔵ユニットの温度が上がり積んでいた豚肉が腐敗した事件において、裁判所は、被害者と冷蔵庫メーカーとの契約による責任の限定・免責契約を厳格に解釈し、認めなかった。(The Elite Professionals, Inc. v.

Carrier Corporations, Kansas Court of Appeals, No.65, 538、カンザス州控訴裁判所、1992. 3. 6)

(ii) トウモロコシの種子の発芽不良による収穫損害が発生した。メーカーの免責約款を認めなかった。(Gary Schmalz v. Abner T. Nissen, サウスダコタ州控訴裁判所, Nos. 155841-15845, 1988. 11. 9)

(ii) スプリングラーが出火の際に作動せずに製パン会社がその商品を焼失した事件で、裁判所は製パン会社とスプリングラー会社との責任制限契約を認め、有効とした。(Leon's Bakery, Incorporated v. Grinnel Corporation, 連邦控訴裁判所, Second Circuit, No.92-7855, 1993. 3. 31)

六四 「他者への責任転嫁、求償権の行使に関連する製品安全対応の基準」

六四(1) 「部品、原材料メーカーに対する求償訴訟と製品安全」

六四(2) 「下請会社に対する求償訴訟と製品安全」

六四(3) 「OEM、PBブランドメーカーに対する求償訴訟と製品安全」

六四(4) 「輸入業者による海外のメーカーに対する求償訴訟と製品安全」

六四(5) 「PL保険との関連の代位訴訟と製品安全」

これらの事案は、前記の項目六三とも関連するが製造物責任の問題としての理解に加えて製品安全への取り組みの視点からも検討する必要がある。

五、おわりに

小山勉教授の還暦記念論文集にあまり理論的、学究的ではないテーマの本稿を書かせて戴くことに、筆者として躊躇がなかったわけではない。だが、本文の注2に述べているように筆者は、小山勉教授が九州大学法学部長をされていた一九九三年一月に企業から大学に移り、そこで小山教授に、「グローバル化している社会の動きを踏まえて、これまでの長期に亘る企業法務の経験と知識を生かしながら、大学教育の場において『法理論と実践の架け橋』にもなるように」と励まされたこと（この関連については「企業法務から大学教授への転身」書斎の窓、No.424、有斐閣（一九九三年）三五頁以下に述べている）、さらに、本稿における研究の基礎となる研究が、文部省科学研究費補助金（一般研究(c)平成六・七年度「製造物責任判例、法理論を通しての製品安全基準の構築」(No.171102)）の交付対象研究として認められたことなどから、法律理論を企業の製品活動における安全性確保という実践の場に生かす意味での「製品安全のためのガイドラインの構築」という本稿を選んだわけである。

もつとも、このガイドラインの構築については、本文で繰り返して述べているように一つの試みであり、さらに、わが国、米国を中心としての実体法としての製造物責任法をめぐる判例およびクレーム・訴訟手続き法との関連における判例ならびに法理論の研究を続けていかなければならない。また、このガイドラインの完成のためには大学の理工系の専門家との新しい角度からの学際的な理論的研究および産業界、企業における技術者との実践を踏まえた協同研究を行っていく必要がある。

(24) 前掲注1の本文を参照。

(25) David A. Fisher, William Powers, Jr. 「PRODUCT LIABILITY, CASES AND MATERIALS, AMERICAN CASEBOOK Series, West Publishing Co., 1988」 279-285頁 (Chapter 2, Strict Liability, Defectiveness, A. Basic Tests of Defects)

以下を参照。

- (26) 前掲注25、九七頁 (Change in Technology and Knowledge of Risk) 以下を参照。
- (27) UPLA一〇六条 (Unavoidably Dangerous Aspects of Products) は、次ぎの通り定めている。「製造物の不可避的に危険な側面とは、その製造時点の科学・技術の知識水準に照らして製造物の有用性を著しく阻害することなしに安全にすることが不可能な側面をいい、製造者は次ぎを除いて製造物の不可避的な側面によって生じた損害について責任を負わない。
 - (a) 製造者が、その不可避的に危険な側面を知っており、また知るべき理由を有していたに拘わらず、不当に当該製造物の販売活動を行った場合
 - (b) 不可避的に危険な側面が製造上の欠陥であった場合
 - (c) 警告または指示を行うべき義務の履行を怠った場合
 - (d) 不可避的に危険な側面がないことについて明示保証をした場合」(前掲注5翻訳、五四頁以下。)
- (28) 不法行為リステートメント(第二版)四〇二A条コメントk. (Unavoidably unsafe products) は、製品の意図された使用目的のためには現段階の人類の科学知識では危険を避けることができないものであっても、その「効用」が「危険」を上回っており、かつ危険について適切な警告がなされている場合には「不可避的に危険な製品」であり、不当に危険ではなく欠陥はないとする。典型例としては、重大な副作用の可能性があるが、他に適切な方法がない狂犬病ワクチンが挙げられる。前掲注6、三五三-三五四頁参照。なお、前掲注25、九八頁 (Feldman v. Lederle Laboratories, Supreme Court of New Jersey, 1984, 97 N.J. 429, 479 A. 2d 374) 以下を参照。
- (29) 前掲注5翻訳、五七頁以下を参照。
- (30) 前掲注25、二九八頁 (Post-Accident Remedial Measures) 以下を参照。
- (31) 「連邦法令優先 (Preemption) の法理論」は、米国の法理論で、連邦の法令が州の法令に対して優先して適用されることを意味し、製造物責任訴訟においては被告であるメーカーがある特定の連邦法の定める基準を充足するときに州法の基準を排除するものである。製造物責任訴訟において、この法理論の適用をめぐって争われた製品としては、
 - (1) 「全国交通自動車安全法 (National Traffic and Motor Vehicle Safety Act) の下におけるエアバック、被告メーカーの勝訴」 Penny v. Mercedes Benz of North America Inc., 761 F. Supp. 437 連邦地方裁判所 M.D. Louisiana, 1991. 3. 22]
 - (2) 「連邦自動車安全基準のもとにおける防犯ネット入り窓ガラス、被告メーカーの略式判決の申立を認めず」 Pokory v.

Ford Motor Co., 902 F. 2d 1116 連邦地方裁判所 Third Circuit, 1990. 4. 30]

- (3) 「全国交通自動車安全法とチャイルドシート」被告メーカーの略式判決の申立を認めず Welsh v. Century Products Inc., 745 F. Supp. 313 連邦地方裁判所 D. Maryland, 1990. 8. 16]
- (4) 「連邦食品医薬品局の基準とタンパン」被告メーカーの略式判決の申立を一部認容 Jill Annette Krause v. Kimberly-Clark Corporation, 749 F. Supp. 164 連邦地方裁判所 W.D. Michigan, 1990. 1. 17]
- (5) 「タバコ・ラベリングおよび広告法とタバコ」被告メーカーの略式判決の申立を認めず Baker v. Liggett Group Inc., 132, D. Mass. 123 連邦地方裁判所 D. Massachusetts, 1990. 8. 31および Hite v. R.J. Reynolds Co., 578 A. 2d 417, Pa. Super., 1990 ペンシルベニア州控訴裁判所 1990. 7. 12] 等がある。
- (32) 前掲注5翻訳、六三頁以下を参照。
- (33) 前掲注25、二八六頁 (Industry Standards and Custom) 以下を参照。
- (34) 前掲注5翻訳、三四頁以下を参照。警告との関連においては、前掲注25、二四八頁 (Obvious or Known Dangers) 以下を参照。
- (35) 前掲注6、三五二頁参照。
- (36) 前掲注5翻訳、三四頁以下を参照。
- (37) 我が国の製造物責任法においては、製品を安全なものにするためのコストは、「製品の特性」の一つの要素である「製品の価格対効果」として欠陥判断において考慮されるものとされている。北川俊光「製造物責任法の逐条解説—製品安全対応策のあり方をめぐって—」法政研究第六一巻、九州大学法政学会(一九九五年)一一五二頁—一一五三頁参照。また、米国に於いてもこのコストは「危険効用基準」の一つの要素として考えられている。前掲注25、八〇頁 (Rix v. General Motors Corp., 723 P. 2d 195, 1986) 以下を参照。
- (38) 前掲注25、二二二頁 (Failure to Warn, Duty to Warn, Who to Warn) 以下を参照。
- (39) 前掲注5翻訳、八二頁以下を参照。
- (40) 前掲注25、五三七頁 (Product Misuse) 以下を参照。
- (41) 前掲注25、四八六頁 (Product Alteration) 以下を参照。また、連邦製造物責任法案第七条 (Reduction for Misuse or Alteration of Product) は、損害の発生が被害者の製品の誤用または製品の改造に起因して発生した場合その損害の全部また

は一部を被害者の負担にする旨を規定している(連邦製造物責任法案については前掲注7の解説論文の一一頁以下を参照)。

- (42) 前掲注5翻訳、八二頁以下を参照。
- (43) 不法行為リステートメント(第二版)コメントn. (Contributory negligence) (前掲注6、三五六頁)を参照。また、前掲注25、五二四頁(Contributory Negligence)以下および五四四頁(Comparative Fault)以下を参照。
- (44) 前掲注25、六二四頁(Franchises and Trademark Licenses)以下を参照。
- (45) 前掲注25、六三二頁(Used Products)以下を参照。
- (46) 前掲注32解説、一一四七頁参照。
- (47) 前掲注25、六二七頁(Publications)以下を参照。
- (48) 前掲注32解説、一一四五頁参照。
- (49) 前掲注32解説、一一四二頁参照。
- (50) 前掲注32解説、一一六八頁以下を参照。
- (51) これらについては、北川俊光「製造物責任法の下における訴訟への取り組み(一)―企業の訴訟防御策は企業の製品安全対策につながる―」標準化と品質管理、Vol.49, No.2、七四頁〜七九頁、一九九五年二月およびNo.3、八二頁〜八九頁、一九九五年三月および前掲注3を参照。
- (52) 前掲注25、五七〇頁(Statutes of Limitation and Repose)以下を参照。
- (53) 前掲注25、四〇四頁(Chapter 5. Causation)以下を参照。
- (54) 免責約款の問題については、北川俊光「第五章 PLLPとしての対応…契約による製造物責任の制限、排除」テキスト、企業の製造物責任問題対応におけるPS、PLP、PLD活動―改訂版―、(財)日本科学技術連盟(平成八年)四一頁〜五三頁参照。なお、前掲注25、五〇三頁(Contribution and Indemnity)以下を参照。